

平成24年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第5日）						
招集年月日	平成24年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成24年3月23日 9時30分			議長	末次利男
	閉会	平成24年3月23日 15時12分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	山口 嚴	出	11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣	5番	山口 嚴
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	健康増進課長	松本 太		
	副町長	永淵 孝幸	環境水道課長	土井 秀文		
	教育長	陣内 碩泰	農林水産課長	新宮 善一郎		
	総務課長	毎原 哲也	税務課長	藤木 修		
	企画商工課長	岡 靖則	建設課長	川崎 義秋		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	野口 士郎		
	町民福祉課長	桑原 達彦	太良病院事務長	井田 光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年 3 月23日（金）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- 日程第 1 議案第24号 平成24年度太良町一般会計予算について
日程第 2 議案第25号 平成24年度太良町山林特別会計予算について
日程第 3 議案第26号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4 議案第27号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第 5 議案第28号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第 6 議案第29号 平成24年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第 7 議案第30号 平成24年度太良町水道事業会計予算について
日程第 8 議案第31号 平成24年度町立太良病院事業会計予算について
日程第 9 閉会中の付託事件について
（追加日程）
日程第10 議案一括上程
町長提案 議案第32号～議案第35号
町長の提案理由の説明
日程第11 議案第32号 太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第12 議案第33号 副町長の選任について
日程第13 議案第34号 監査委員の選任について
日程第14 議案第35号 教育委員会委員の任命について
日程第15 発議第 1 号 議会活性化特別委員会の設置について
日程第16 意見書第 1 号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意
見書（案）の提出について

午前 9 時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第 1 議案第24号

○議長（末次利男君）

日程第 1．議案第24号 平成24年度太良町一般会計予算についての議事を継続いたします。
3月22日、本会議第 4 日目に引き続き、平成24年度太良町一般会計予算についてを審議い

たします。

それでは、歳出の10款、教育費、149ページから歳出の最後、第14款、予備費、176ページまでの質疑に入ります。

発言される場合は予算書及び主要事業一覧のページ番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の連番78、人権教育総合推進地域事業というところで、予算書の150ページだと思います。

新規事業だと思いますけれども、この人権教育総合推進地域事業取り組みを学校、家庭、地域の連携を生かして推進するとなっておりますけれども、特に講師を招いて何か講演をやらせてもらって終わりということじゃなく、地域との連携、家庭との連携というのを考えている事業なのかどうか、簡単な事業説明をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

人権教育総合推進地域事業ということで、この事業につきましては、学力の向上もありますけど、豊かな人間を形成すると、それと家庭、地域プロジェクトということで、PTA活動、子育てフォーラム等を含めて、今までの、一昨年の実績につきましては講師、戦場カメラマンの渡部陽一さんとか、そういった平成22年度は渡部さん、戦場カメラマンを呼んでおります。お呼びして自然休養村のほうで講演をしている実績がございます。

また、昨年につきましては、登山家の栗城史多さんですか、無酸素登頂ということで、そういったことで講演をいただいております。基本的には人権ということでございますので、学校の中でもそういった人権尊重とお互いを思いやるというようなことで、そういった学習活動も行われている状況でございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

はい、わかりました。

この中で講師謝金とか旅費ですとか、具体的にもう予算が上がっていますけれども、何か講師なり決まっていらっしゃるでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

平成24年度の人権教育に関するメインの講師につきましては、これから調整ということになりますので、予算の関係と平成24年度の学校の意向あたりも含めたところでどういう方が適任なのか、その辺は聞き取りをしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今の関連ですけれども、やっぱり遠くから、こういう講師とかじゃなくて、今ちょっと課長言われましたけれども、地元にもふさわしい人がおれば地元にも密着したことが聞けるということで、それもいいんじゃないかなというふうな思いはしますがどうでしょうか、その辺。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今議員おっしゃったのは地元の人材の有効活用というような趣旨だと思います。

この人権については、地元のほうでどれだけそういう人権に対して講演ができる方がいらっしゃるか私どももそういったことで把握はしなければいけないと思っておりますけど、集客、お客さんが余計来ていただくということもありますので、そういった観点も含めると、県内外も広く視野を持って、今の時代に合った話をしていただくような、子供たちとか勇気を持って、希望を持って進んでいけるような話をしていただくような方がいらっしゃれば、また地域の人材については、個別で各学校単位とか小規模でもそういった指導をしていただく方がいらっしゃれば、そういった話もお願いをしていきたいとは思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今私が言っているのは町在住という限定じゃなくて、太良町出身者がよそに出て活躍をしておるわけですね。そういう人たちなんかにやっぱり声をかけて、こういうふうにも太良町出身者が、よそに出て活躍をしているというところを見せることによって、子供たちとか、あるいは若い人たちが感銘を受けるんじゃないかなという思いで申し上げたわけでございます。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

今回、人権教育総合推進地域事業として行っているものは文科省の指定を受けて22年度から3カ年計画で推進している事業でございます。それで、3カ年の総体性として、平成24年11月30日、研究発表会を開催することといたしております。ですから、ここに出しております講師の方というのは、その当日の記念講演をしていただく講師さんということになります。

それで、今おっしゃったように、地元からは大変活躍をしておられる方もいらっしゃいますので、そういう方々も含めてこれからいかなる講師の方が一番ふさわしいかということは検討させていただきます。

○7番（牟田則雄君）

今のとに関連ですが、講師の謝金として540千円、そして、旅費が298千円というかなりの額が上がっているんですが、これは定期的にやられる計画があるのか、そして、この旅費は講師を呼ぶときの旅費なのか、こっちから研修に行くときの旅費なのか、そのところ2点、

お尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

旅費につきましては、教育講演会、先ほど教育長が申された講師の旅費、それと小・中学校で各研修を行われますので、そのときの講師の旅費で、あとは人権教育の先進地を視察するときの旅費でございます。

以上です。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

先ほど申しましたように、文科省の指定を受けて3カ年実施するものでございますので、1年次は戦場カメラマンの方、2年目については栗城さんという無酸素登頂を果たした方をお呼びして、今回が3回目ということですので、文科省の指定はこれで解除になりますので、その3カ年で終了という形になります。

○7番（牟田則雄君）

これは1年分とすれば1人分の講師謝金ということですか。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

1人分の講師料ということになります。

○11番（坂口久信君）

主要事業の連番、ICTですね、79と80ですけれども、アシスタントティーチャーね。このICTの支援に配備するというふうなことで、いつじゃい教育長は非常にこい助かつとつというふうな話もあったですけれども、臨時雇用も多分地元あたりはほとんど採用されていると思いますけれども、その助かつという、いろんな雑用で助かつとるのか、まだほかにいろいろなことをしてもらうて助かつとるのか、その内容を説明してください。

そして、その下のアシスタントティーチャーあたりは英語活動の協力というふうなことで、今回また上げておられますけれども、このアシスタントティーチャーはまず英語ができるのかできないのか、できる人を雇っているのかできないのか、そして、ここ何年か英語に多分力を入れておられると思いますけれども、その成果あたりが少しは上がっているのかどうかを説明してください。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えいたします。

太良町の現在のICT関係の教育に関して最大の特徴は何かと言え、例えば、電子黒板等について、すべての教職員がだれでも、いつでも、どこでも利活用ができるということが太良町の一番の特徴だというふうに思っております。

それを可能にしているのが私はICTの支援員さんではないだろうかなというふうに考えているところでございます。大変、このICT支援員さんは多岐にわたる活動をなさっております、まず1つは機器の操作になれるというのがまず大前提でございますけれども、そういうことについてICT支援員さんが支援をしてもらっているということでもありますので、初めて太良町に赴任をされた方もICTの支援員のおかげをもちまして、非常に自信を持って操作をしているという状況でございますので、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

せんだっても公開授業を実施して100人ぐらいの人が見に来たんですけども、その方は聞いてみますと、こういう機器の関係については非常に苦手としておられた先生だということなんですけれども、その方がもう堂々と100人のお客さんの前で電子黒板等を操作しておられましたので、ICT支援員の方の支援のおかげでここまでなるかなということで、大変ありがたく思っていたところでございます。

それから、電子黒板というのはそこにあるだけでは何もならないわけで、例えば、そこに使うソフト等が充実をしていなければならないわけなんですけれども、あるいはみずからその教材を作成するということが必要であるわけなんですけれども、こういう授業をしたいので、こういう教材が欲しいんだというようなことで、このICT支援員さんが前もって準備をしてくださるというので、非常に手軽に教材等が作成をされておりまして、作成したものはずうっと蓄積をしております、それは共同で保有をしておりますので、大変いいところではないかというふうに思っております。あるいはICTの支援員さんは研修をずうっと積み重ねておられますので、その都度新しい情報を持ち込んでもらえますので、そういう点でも大変よろしいかなというふうに思っているところでございます。

それから、アシスタントティーチャーですけども、これはもちろん英語のできる人でないと雇えませんので、英語はぺらぺらです。そういう方を雇っておりますので、これは実績が上がっているかと言われると即答はちょっとしかねますけれども、私は大いに上がっているんじゃないかなというふうに思っております。例えば、大浦中学校の英語暗唱大会というのがありますけれども、4年連続学校賞をもらっている状況ですが、これなんかもアシスタントティーチャーの成果かなというふうに思うところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

上がったというふうなことで、まず、アシスタントティーチャーについては、やはり英語は全世界の共通語でもありますし、小学校から中学校含めて、ある程度の、ここをずうっとアシスタントティーチャーはもう何年と入れとるわけですから、ぜひその辺のどのくらい上がったのか、そういう検証はぜひしていただきたいというふうに思います。教育長みずから行って、やっぱり小学校あたりも英語でグッドモーニングぐらいは言われるごとぐらい

はなからんぎいかんかなと。その辺についてはぜひ力を入れてもらってですよ、そのくらいを太良町にはそういうところがあるというふうなこともしていただきたいと。

そして、このICTの雇用については地元雇用なのか、町外なのか、含めて何人、4名さんと思いますけれども、その内訳あたりをちょっと教えていただければと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

ICTの支援員についてでございますけど、ICTの支援員の配置事業につきましては、学映システムさんのほうに委託を、パソコンの導入から、電子黒板の設置から、入札で落札した業者でございます。それを継続して、雇用については、町内の人材を各学校に1名ずつ配置をしていただくと、全体の管理については、学映システムが個々の先生方と直接支援員を、支援員に対する支援を本部のほうからはしていただくと。そして、各学校の支援員さんは先生方、子供たちに対する支援をするというようなことで、雇用については町内からお願いしているところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

一遍に言えばよかったですけれども、このアシスタントティーチャーについてもちょっと、どの辺から、例えば、外国からか地元日本の人なのか、その辺もちょっと含めて聞きたかったですけれども。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

アシスタントティーチャーの4カ所の雇用ですけど、3カ所の学校については町内からでございます。1カ所が鹿島市のほうからおいでいただいております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

これも関連ですけど、そういうのも含めて、けさの新聞でも、よその学校では土曜日を月に2回ぐらいを何とかするというふうな条例を改正するとかという新聞も載っていましたが、そこら辺は教育長は学力を上げるためには必要だと思いますか、まずそこら辺をちょっとお尋ねします。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

これについては、土曜開校という形で新聞にも大々的に取り上げられたところですが。なぜこんなふうになら、取り上げられているかといいますと、実は古川知事の知事選におけるマニフェストの中に土曜開校というのが載っているんですね。それで、県の教育委員会とされても、このマニフェストに載っているんで、ぜひ法整備等をして、市町の中で土曜開校に踏み

切るところがあればいつでも踏み切れるような体制をつくっていきたいと、そういうふうなお話を承っているところでございます。

私どもとしては、もうのどから手が出るほど欲しいです。ですから、できることならやりたいと思いますけれども、なかなかやれない状況もあるわけですね。というのは週5日制というのが、もう定着してしまっておりますので、法の整備もそういう形ででき上がっているものですから、これをまた作り直すということなんですね。国がそうしていないわけですので、なかなか難しい問題もあるわけなんですね。それで、私たちは、とりあえずは、とにかくできるところからやろうというので、土曜学習会というのを計画して昨年度から始めているわけですね。やりたいのはもう本当に今すぐにでもやりたい気持ちは持っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

教育長の前向きな発言をいただいたんですけど、発言だけじゃなくて、なるべくそれを形として少しでも前進させてもらえればというふうに思いますし、せつかくのこういういい機会でもありますし、国が動かなくても県が動かなくても、小さな町でも動ける部分からきちと動いてやっていってもらえれば、幾らかでも太良町の子供たちが世の中に出たときに、ああ、土曜日にもう早目に、太良町におってよかったと、少しでも学習ができたというふうに後で感謝されるような体制をつくっていったらいいかなと思うんですけど、そこら辺も含めて町長にもちょっとお尋ねしたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、内容的には教育長が申し上げましたとおりでございますけどね、土曜学習と教育長が今答弁をいたしましたけれども、低学年ですけれども、よそより先走ってうちがやっているわけですよ。今、よそはぼろぼろぼちぼち土曜学習、土曜日の開校出よっですけど、うちはやっぱりそれだけの臨時、教員免許を持っている方等々、臨時採用、臨時で雇ってそういうふうにやっておりますから、徐々に土曜教室等もできると思いますけれども、とりあえずは、今、土曜学習でいきたいということ。

もう1つは、坂口議員から御質問がございましたけど、このICTを入れたおかげで県の川崎教育長から、「町長、太良の中学生、学力の上がいよっばい」というふうなことを県のほうでもじきじきに大変喜んでいただいて、「そりゃどこね」と言うたぎにゃ、「大浦はもちろんですけれども、多良中学校のほうもうんと上がってきた」というふうなお褒めの言葉もいただいている状況でございます。

○9番（見陣泰幸君）

連番の81と85の特別支援教育支援員配置事業ですけど、これは、今回緊急雇用の事業で上がっておりますけど、去年も同じ金額で上がっています。同じ緊急雇用の事業なのか、そして、もし緊急雇用でされているなら、この事業が終われば、もうこの事業は終わりなのか、

質問します。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

本年度までの緊急雇用でお願いした特別支援員の雇用等は、今回震災に伴う緊急雇用ということで1年間の雇用でございます。

で、内容は支援員さんですので、業務は変わりませんが、1年間で切ると。今後、継続するのかなというようにことだったと思いますけど、学校現場の支援員の協力があって、そういう効果、そういったところも検証しながら、基本的には、考えとしては必要であるのかなというところはあるんですけど、財政的な面も考えれば、検討、そこは単年度で考えていかなければいけないのかなと思っております。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、この事業は昨年と同じ緊急雇用対策の事業で行っていたということですね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

はい、緊急雇用で行ってまいりました。

○9番（見陣泰幸君）

これが切れても、障害のある児童、障害のある子供ということで書いてあるようですので、もしそこで役に立つことがあれば継続していただければとは思いますが、どうでしょう。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

教育の現場の声としては支援員さんいればありがたいと、もちろん福祉的な立場でそういったサポートを、安全・安心を含めてサポート支援体制が予算的に許すものであれば、見陣議員おっしゃったように、継続させていただければと。ただ、全体で学校教育の分もいろいろな経費が予算に反映されておりますので、そういう部分も含めて支援体制がとれる分はとらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

167ページの図書館費の中の消耗品費として2,540千円上がっているんですが、これは図書館で消耗品がこれだけ、人件費以外ではこれが一番大きい数字になっているんですが、図書館で消耗品費というのは具体的にどういうのが主になるのか、ちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

図書館費で確かに2,540千円、消耗品費等上がっております。で、一番大きくは図書館内の5千円未満の本、5千円以上は備品として購入しますので、書籍関係の5千円に満たない

分、それと新聞とかいろいろな刊行誌、雑誌関係を月々購入したりしておりますので、本が大体年平均、そういう消耗品で2,000千円前後ぐらい購入を年間しておりますので、主には5千円に満たない本と雑誌と新聞関係ということになります。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

171ページの委託料の体育館施設の指定管理委託料、これはどういうふうな公募、選考方法をされたのか、まずお尋ねいたします。

それと172ページの学校給食費の給食センター建設委員の報酬と書いてありますが、給食センターはどのような構想をお持ちなのか。今から委員会をお開きになると思うんですが、大体の素案はあると思うんですが、どのような施設をどこにお考えなのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

まず、場所についてですけど、場所については、（発言する者あり）給食センター、（発言する者あり）給食センターの場所については、全協の折でしたか町長のほうから答弁があったと思いますけど、中学校のテニスコートの嫁川の後方の部分に一応設置、建設予定地ということで考えておるところでございます。

給食センターの建設についての考え、今後の流れというか、そういったこともございましたと思います。一応、本年度建設委員会を設置、検討委員会ということで設置をさせていただいて、太良町に合ったそういう人口的な規模、そういう給食を扱っているところとか視察も含めて、それと構成がどういったところが適切なのか、構成メンバーもこれから、大まかなとは検討しておりますけど、プロポーザルで体育館建設で行ったような流れで学校とかPTAとか、そういった入ってもらって、25年度に設計ができるというようなことで、26、27年が建設というふうなことで、給食センターについては進めさせていただきたいと考えておるところでございます。（発言する者あり）

指定管理の選定でございますけど、指定管理者につきましては、公募いたしまして、そして、1者のみでございましたので、選定委員会にその指定管理から上がってきた内容を課内でまず精査をしまして、そして、指定管理の選定委員会のほうにお諮りをして、で決定したと。12月の議会の中でもいろいろ厳しい御指摘を議員の皆様からいただいたところがございますけど、12月の流れにのっとなって、3月の予算にはここに反映させていると、同額でございますけど、流れとしてはそういった流れでございます。

○10番（久保繁幸君）

まず、体育館の施設の指定管理からいきますが、公募が1者しかなかったと。この12施設、我々議会からは個別発注の方法もあるんじゃないかというふうな意見もあったと思うんです

が、その方法はなぜおとりにならなかったのか、また、その改善内容、いろいろな指摘があったと思うんですが、どういうふうな指導をなされたのか、特に清掃の方面ではいろいろ皆様方から意見があったと思います。それをどのようになされたのか。

それと、1者のみだったということですが、我々、ここでできれば一括でなく個別方法をとっていただきたいという気持ちやったんです。

それとこの給食センター、報酬、委員報酬7名と書いてありますが、今年度1回あたりの検討委員会をされる予定ですが、1回だけでいいわけですか。多分7人の28千円ですから、4千円の七四、二十八ぐらいと思うんですが、それぐらいの検討でよろしいわけですかね、お尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

給食センターの検討委員会につきましては、基本的には視察ができるかどうかまだはっきりわかりませんが、視察の予定と視察の後のまた研修というか、同日で、まず回数については、1回の今の段階では検討でございます。回数については1回の検討でございます。

指定管理者についてでございますけど、2点の質問だったと思いますけど、個別発注の件でございます。個別発注といいますか、基本的には12施設で12月の議会、議決をいただいておりますので、その12施設を24年度以下にきちっと対応していただくかということで、内部で検討をしております。道越の環境広場のトイレの清掃と野球場については、指定管理のほうと一緒に委託をしますけど、その部分は再委託ということで、うちのほうで指示、指導をして、道越と野球場については、そういった方向でいくようにしております。道越についても、道越少年の保護者会とか、当初、私が12月議会の前になかなか厳しいという状況だったという答弁をしたと思いますけど、その後、組織自体が6年生が卒業して新体制に変わってきております。そういったところで御相談をしたところ、いいと、自分たちが責任持っていますというようなこともいただいておりますので、そういったことで、道越については再度委託をお願いしたいと思っております。野球場についても今、最終的な詰めを行っているところでございます。

もう1点の指定管理者に指導をしよるのかというようなことだったと思います。繰り返になりますけど、12月の皆様方から貴重な御意見というか要望というか御指摘をいただきました、これは重く私も受けとめまして、その翌日、指定管理を公民館のほうに代表者の方を呼んでおります。その中で指定管理のあり方、議会での議員さんたちの考え方とか、そういったことを伝えております。本当であれば周りから、ああ、指定管理に出してよかったねと言えるような、清掃、除草、いろんな面でしていただけることが一番ベストと思っておりますけど、そういったことで、とにかく1月、2月、3月とまだあつとですよと、それは新年度のことやけんと。新年度だけじゃなくして、一日一日をきちっと清掃をしてくださいと。

そして、道越の環境広場の件とか野球場の件も、そういったことで、今申し伝えております。

内容については、来週の頭できちっと詰めたところで指定管理と協議をするようにしておりますので、24年度以降、議員の皆様から、またこういった御指摘がないように私どもも肝に銘じて対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

いい返答をいただきました。ありがとうございます。

それと給食センター、今後、27年の建設予定ということではありますが、給食センターは新しい建物をつくられましょうが、機械器具、使えるものがあるんだっただらば、そこに移設をできるような努力をなされるように。

それと、米飯、今鹿島からまだ配送でしょう——ですね。今、地産地消が叫ばれている時代ですので、なるだけ——なるだけじゃなし、ぜひ太良の米をお使いになるように希望しておきます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今の関連ですが、給食センターについての新しく27年度というお話を今されておりますが、ここに出ている賃金が1年で14,656千円ということになりますと、今言われたとおりに地産地消とか雇用関係ももちろん含んで考えなければいけないと思うんですが、今個別の名前を言えば差しさわりがあるかどうか知りませんが、今はやっているワタミとかなんとか、ああいうのを利用して、もう建設とかこういう人を雇わんで、経済性だけ考えたら検討の中にそういうことも含めて検討されるつもりがあるのか、そこら辺はぜひ費用面だけ考えたら、多分、今こういうこれだけの人件費を払って、多額の建設費を投入してやるとよりも多分現実的じゃないかと思うんですよ。そいけん、そこら辺も含めて、結果は今言われたとおりに地産地消とか雇用関係もその中に入ってくるとは思うんですが、それまで含めて検討しているかという考えはないでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

今おっしゃるように、給食センターの建築に関してはいろんな方法がございます。もちろんそういう方法もあろうかと思えますけれども、従前にそういうことも含めて研究をしていたところでしたけれども、最終的には太良町独自の給食センターの建築のほうがよかろうというようなことで、ただいまのところは新築をするという方向で進めているところでございます。

ただし、今おっしゃるようなこと、そういう方法もあわせて検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そっちのほうがかろうというあれをされる場合はどこがどうよくて、どこがどう悪いところをぜひ我々に説明ができるような検討の内容をお願いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今、牟田議員おっしゃられたように説得できるように、納得していただくような説明ができるようにその辺は対応させていただきます。

○9番（見陣泰幸君）

158ページの8. 報償費のところ、心の教室相談員謝金という項目がありますが、この前年度の実績といたしましょうか、どういった活動をされてこられたのか。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

児童・生徒の心の問題の解決を図るという大変大きな役割があるわけですが、スクールカウンセラーの配置事業等々、いろいろなことをやっておりますけれども、そういう専門的なことじゃなくても生徒諸君がもう日常的に気軽に話せるような、そういう役割の人がぜひ学校においていただいたほうがよいというようなことで、これは配置している事業でございます。ですから、おばちゃんにお話をするというような感覚で気軽にお話をしている、特段問題があるようなことが出てくれば担任であるとか養護教諭であるとか、そういう人たちに相談をして全校的な取り組みをするというふうなことでございますので、これも特段あげつらって、こうこうということじゃないんですけれども、気軽に相談ができるような体制をとるためにこういう方を配置しているということでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

これは中学校だけなのか、そして、何名いらっしゃるのか、それと相談員というのはどういふことで相談があったのか、子供だけなのか、親も一緒に相談受けるのか、そこら辺をお願いします。

○教育長（陣内碩泰君）

はい、お答えをいたします。

中学校だけに配置させていただいております。

それから、できれば学校ごとに1名ずつというのが望ましいんですけど、なかなかいらっしやらないんですね。ですから、曜日を変えて同じ方に出させていただいている状況でございます。

それから、相談内容ということでございますけれども、先ほど言ったように、気軽に話し

てもらおう体制をつくるためにしておりますので、特に大きな問題といったようなことになりますと、例えば、スクールカウンセラー等が対応していきますので、気軽におしゃべりをしにくるといったような状況でございます。

以上です。（発言する者あり）

済みません。これは子供、生徒が対象でございます。はい、だけれども、場合によっては保護者の方でも十分お話し相手になっていただくということは可能でございます。

○9番（見陣泰幸君）

大きなことはアシスタントティーチャーですかね（「スクールカウンセラー」と呼ぶ者あり）スクールカウンセラーですかね、そしたら、もうそこだけでいいんじゃないかと思うんですけど。そして、今、子供の悩みも大事でしょうけど、親ですね、子供を教育する前に、ここで言っているのか悪いのかわからないですけど、子供の教育、そういう相談する前に親のほうが大事かなと思うんですよ。

今モニターペアレントというですかね、そこら辺もいらっしゃるようですので、普通、PTA、親の教育の場をつくられないものか、時期、場所、そこら辺をどう考えていらっしゃいますか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

スクールカウンセラーだけでもいいんじゃないかということでございますけれども、大体の趣旨がそういう方を置いとったにしても、もっと気軽に生徒諸君が相談しやすい体制をつくらうということで、もともと生まれている制度でございますので、それはそれとして必要ではないかなというふうに感じているところでございます。

また、おっしゃるように、親の指導ということは非常に大事ですね、本当に最近つくづくそういうことは感じております。ですから、大人が育てこないとやっぱり子供というのは育たないですね。ですから、親の教育というのは極めて重要だなと、御指摘のとおりだと思いますので、親のそういうようなこともあわせて相談に乗ってみたり、あるいは指導を試してみたり助言を試してみたりというようなこともぜひ考えていきたいなというふうに思います。

○3番（所賀 廣君）

一覧表の14ページで、連番87、多良中学校屋内運動場の改築工事ということで載っております。

これは、多分、夏休みの解体実施ということに向けて進んでいくものと思いますが、まず、この概略の設計と申しますか、平面と申しますのは、さきの全協の折でも資料をいただいておりますので、わかりますが、本設計に向けての現在の進捗の状況がどのようになっているのかなと感じますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

本設計については建設課のほうに委託しております。で、建設課ともちよくちよく聞き取りとか状況を聞いたりしておりますので、3月30日が本設計期限となっておりますので、それまでに上がるものと思っております、本設計自体ですね。それに基づいて今後の流れの作業に入らせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この建物、昭和39年に多分できたものだと思います。中学校の卒業式に赴きました折に、校長先生が、きょうの卒業式がこの体育館での最後のことになるといふことで、多分、執行部の方の中にもこの運動場の中で屋内運動に励んでこられて、非常に懐かしさというのを感じられると思いますが、これがもし解体になりました場合に、この屋内運動の授業といますか、こういったのは多分、多良小学校のほうの体育授業とうまく組み合わせてやられると思いますが、その辺の計画どのように考えておられるのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

中学校の体育館建設については、約10カ月から12カ月かかるものと思います。その間、約1年程度不自由を生徒にはかけますけど、基本的には今、所賀議員おっしゃったように、空き時間、あいているときには小・中学校体育館を使ってもらおうということになりますけど、あとはB&G体育館のほうで使える分は武道場もフルに提供を——この分、移動する時間がありますけど、ある施設を有効に使って、いろいろ解体の問題になってきますと、部活もですけど、そこに入っているピアノとかいろんなものがあります。そういったことで、今学校のほうに指示しているのも既存の施設を有効に使いましょうということで、またそこに物入れにして仮設をつくるのか、そういったことはもう一切しませんよということで、ある学校施設を有効に使うということで、もう1つは公共施設、ここにある公民館周辺の体育館、武道場あたりの空きスペースあたりを有効に使ってそういった物品等も入れると。

ただ、授業の部活と比較、いろいろ考えますと満足いける環境にはないかとは、それは思います。しかしながら、私どもも学校が、活動がしやすいような環境を公的な施設もできるだけ提供しながらいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

先ほどの答弁の中で、3月の30日には設計が上がってくるものということですが、建設課とあわせながら、この入札ですね、この時期を大体今の段階でいつごろをめどにというお考えなのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

大まかな工程になろうかと思えますけど、一応、先ほど申し上げた設計業務が3月30日で終了です。補正で減しました5,700千円の取り付け道路の工事が今度入ってきます。これも新年度に上げさせていただいているところでございます。これについては、4月から6月で嫁川沿いの体育館までの進入路を設置すると。既存校舎の解体につきましては、7月に発注をしまして夏休み中解体ということになります。本体工事の発注ですけど、予定としましては8月末で今予定としては私のところにはいただいております。議会の承認事項になりますので、9月議会で御承認をいただければ、工期については、9月末ぐらいから約10カ月から12カ月というような流れでございます。

ただ、その間、その他申請関係とか建築確認申請とかいろんな業務も出てきますけど、大まかな流れとしては、今申し上げた内容で進めるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

先ほどの給食センターに関して、給食センター自体は太良町でつくと、27年度というふうなことですけれども、その運営については町運営なのか民間委託なのか、一長一短あるかと思えますし、そういう中で、場所についても今回はテニスコートの横というふうなことで言われましたけれども、あれも例えば、この前油津児童館ですか、そういう跡地あたりの利用も視野に入れながら、場所的にはもうあそこの活用あたりもそういう状況ですので、それも1つ考えて、まだまだ決定したわけではありませんので、そういうところも考えてもいいんじゃないかなと。

そして、これはいつかテレビで見たのかな、北海道に学校給食あたりの先進給食ですか、全国でごっつい毎年表彰されるような状況で、地産地消をモットーにしてやっておられるところがありましたけれども、ここはあくまでもやっぱり栄養士さんの熱意、そういうところでほとんど地産地消でやっておられると。そして、しゅんのものを食べさせるというような状況で、例えばいろんなものが、農産物、魚介類もしかりですけれども、そういうものが売れない安いものを自分たちが足を運んでいいものをとというふうな、崩れたいなんかしても、そういうものをいろいろ工夫しながら食べさせるというふうなのを私はがちょっと見たんですけれども、今回、27年度に建設というふうなことでするので、その辺も含めて、やはり徹底したそういうところの先進地あたりも研修しながら、地産地消をなかなか皆さん言っておられますけれども、その辺の例えば、町なら町営でも結構ですので、真剣にそれに向けて方向性をね、やっぱりこれで行くならこれで行くというふうな方向性を向けて、その研修をさせて、地元の小・中学校の生徒にはやはり地元産のしゅんの味を味わせるとか、そういう安全・安心なものを食べさせるとかという、もう確固たる方向性を持って、やっぱり信念持っ

ていただきたかなと。やはり、今もうほとんど今でも地産地消と言いながらも、いろんなところから多分、その材料等は来ていると思います。そういう中でできるものを、太良町もだんだんいろんな種類等もふえておりますから、その辺は幅広く、例えば、今50%ぐらい使いよっかどうか知りませんが、やっぱり80%、90%は地元を使うというふうな状況をね、建設の間、運営するまでのこの期間に検証していただいて、どういう方向に行くというふうなことをぴしゃっとやっぱり方向性を示していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

大変重要な御指摘を受けましたので、そのような方向で、ぜひこの際、思い切った食育改善が図られるような給食センター建設に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それと、建設について、今の場所はもうこれは悪いということも、非常に立地は例えば、学校に近くていいかもしれませんが、あそこはそういう体育館とかなんとか、いろんな状況で建て直すということですので、それはもうあくまでもそこはかえるというふうなことで町長も言われたとおり。しかし、嫁川の横しのそこも、確かに学校に近くじゃあるですね。確かにそういう利点はあるかと思いますが、どうせそこから運ばんばいかわけですね。大浦、多良いずれ運ばにゃいかん、そういう状況ですので、いろんな利用方法、今の油津の児童館の跡地が1者どうにか何か来ているというふうな状況を見ながら町長判断されるというふうなことでしたけれども、この際、そういうところがひょっとなかったら、そういう人がおられなかったら、給食センターの新築の場所等についても、再度限定せんで、考えていただければよかかなと。あそこの嫁川の前あたりも、あんまり環境的というか、あれもいろんな、そいよいかこっちのほうが環境的にもよかったいなんかすっじゃなかかなと私自身は思うとですけども、その辺も検討をやっぱりしていただきたかと。もう頭からこうと決めんで、ぜひお願いしたいと思いますが、どういのお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

まあ限定じゃないんですけども、できるだけ金がかからないように町有地、極力、町有地を探している、模索している状況でございます。

それと、給食センターの業務等々で運営の方法でございますけれども、確かに米飯給食で、私は地元の米を使うと思ったら、そのはがまが——かまがないということですね、今。だから、アメリカパンから持ってきてよると、それはまかり通らんと。やっぱり週に何遍か米飯をせにゃいかんというふうなことで今言っているわけでございますけれども、それで、できるだけ地産地消、確かにそうです。だから、できるだけ野菜等々については、農家の方々と契

約栽培ですね、契約栽培等々でこの委員会の中でそこら付近も含めたところで、いろいろ協議をしていただきたいというふうに思っております。

そして、場所等については、議員おっしゃるとおりにそこも一案、頭の中に入れておきたいと思えます。

○5番（山口 巖君）

関連ですが、今地産地消とよく言葉が出たわけですがけれども、太良町を中心とした場合において、大体太良町の自給率はどのくらい使っているか、その1点。

もう1つは、父兄会を交えて給食の場合は以前は購入委員会、どういうものを購入しましょうとか、そういう委員会があったと思うんですけれども、まだあるのか、その2点、ちょっと最初お聞きします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

自給率については、ちょっと今手持ちございません。

さっき検討のそういう話す場があるかというふうなことでしたけど、その運営委員会ということがございます。その中で、いろんな業者さんも代表で入られますので、そこで給食について検討を——おっしゃった、さっきから出ているように、地産地消、基本ですね、そういった原則のもとに納入をしていただくというようなことで推進はしておりますので。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○5番（山口 巖君）

そしたらその委員会、検討委員会があるということですが、購入も話し合う、そういう委員会があるということですが、そのメンバー、メンバーがどういう、業者さんもあってということですがけれども、業者だけじゃなくて、生産側というか、そういう人たちも入っているわけですか、父兄が入っているんですか。その任期、毎年この父兄が変わりますからね、どンドンどンドン1年1年かわるのか、ちょっと何年ぐらいでやっておられるのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

任期については、1年で交代でございます。生産者はそこにはいらっしやいません。

ただ、生鮮野菜とか、いろんな代表者、業者の方とかで、主には一番トップに教育委員長がなっていておられます。教育委員長のもとに栄養士がおられますので、栄養士と給食センターの係長、あとは各PTAの会長さんとか、そういったところで年間の運営について協議をしているような状況でございます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

昨年の決算委員会の際に、アレルギーの子供が5名やったですかね、いるということだ

ったんですけど、まだその5名の方が改善できたということはないんですか、ずうっと5名のまま卒業するまでということ。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

確かに、決算委員会の中でそういう御意見というか、やりとりがあったと思います。

給食センターのほうから係長がおられますけど、内容については報告をいただきますけど、現段階でアレルギーに、その5名さんに対しての状況報告とか改善できたとか、そういった報告はあっておりません。

以上です。

○6番（平古場公子君）

その子供に給食ばかり改善しても、やっぱり家庭でも大事だと思うんですよ。ですから、保護者とのそういった話し合いというのはあっていないんですか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

アレルギー問題というのは非常に悩ましい問題です、そして、命にかかわるようなこともありますので、これは非常に慎重に取り扱わんばいかんということで、太良町でもスペースもないところでありますけれども、一人一人のアレルギーに対応するような手だてをとっている状況でございます。

これは、しかし、アレルギーの問題はそう簡単に改善できるようなものでもございませんし、あるいはまた、家庭の食生活とも非常にかかわりが深いものですから、当然その親御さんとは、しょっちゅう連絡はとっているようであります。ミスがないように非常に慎重に対応はしてくれているというふうに思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

この予算書には載っていないんですけど、ことしで大浦小学校、震災に遭ってですよ、50周年といいますか、50年目を迎えるんですけど、それにしただがって、実は中尾校長さんがことしおやめになるということで、震災は忘れたころにやってくるということで、学校の校長あたりが新しくなった年に避難とか、そういう部分とか、また、大浦中学校も一緒ですけど、もし、震災が来たときに、津波が来たときに逃げる誘導とか、そういう部分はどういうふう考えていらっしゃるか、これにもしできれば予算に載っているかなと思って調べたんですけど、50年という一つの節目にも載っとらんやったけんですよ、最後にそれを聞きたいなというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

おっしゃるように、災害に対する備えというのは、もう非常に重要ですね。ですから、今回の東日本の大震災を受けて、避難訓練等についても全部学校で見直しを図りましょうということで見直しを図ったところでありますので、各学校ともそれによる避難訓練等の計画も見直して計画をしております。

以上です。

○ 8 番（川下武則君）

わかりました。

それで、大浦中学校のほうなんですけど、海に近いですよ。海に近いし、もし宮城県の大川小学校みたいにああやって津波が来た場合に、すぐに逃げられるかといったときに非常に厳しいかと思うんですけど、そこら辺の指導はどういうふうにやっておられますか。

○ 教育長（陣内碩泰君）

詳細については、把握しておりませんが、一番いい方法は、あそこは日の辻山とにかく駆け上がると、一刻も早く駆け上がるというのがもう最善の避難ではないかなというふうなことは話しておるところでございます。

以上です。

○ 8 番（川下武則君）

わかりましたけど、私が思うには、今、伊福のほうでも高潮対策じゃないですけど、ああいうふうな対策をしていますし、中学校、大浦中学校のほうは全然そういうふうな対策がなされていないなというふうに思うんですけど、そこら辺は教育長どういうふうにお考えですか。

○ 教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

確かにおっしゃられる、あそこは学校からすぐ潮干狩りができるというところで、もうどこにもないあのユニークな学校でありますけれども、そのかわり非常に危険等も隣り合わせであるということも確かでございます。しかし、今すぐ防波堤等の建築について予定があるところではございませんけれども、そういうことについても検討しなければいけない時期に来ているのかなとは思っています。

以上です。

○ 8 番（川下武則君）

私のお願いなんですけど、とにかく新しく来られる校長先生に対しても、大浦中学校に来て一緒にですけど、その震災のことをしっかりと教育長あたりが指導をしてもらって、大川小学校みたいな、ああいうふうな悲惨なことにならないようにそれだけを切にお願いしたいなと思います。答弁いいです。

○ 9 番（見陣泰幸君）

予算書の154ページと158ページの7の賃金の学校警備員賃金となっております。これは警備員と書いてありますから用務員さんたち、ああいう方に全部警備を任せているのか、それとも、警備会社とは契約は何もしていないのか、校舎の警備あたり、そこら辺をお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

基本的に学校、生徒がいる時間については、学校警備員さんでございます。学校警備、多良小学校のほうは分校もございまして、そちらの分もその地域の人をお願いをしたりとかしているような状況でございます。夜間については、警備会社のほうをお願いをしているところでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、学校警備員賃金の中に会社との契約も入っているということですかね、賃金の中に。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

警備会社の分は学校警備の賃金には含まれておりません。委託料のほうに、多良小学校に対して233,100円、三里分校に対して264,600円、大浦小学校に対して201,600円の699,300円をお願いしております、警備委託です。中学校のほうですけど、中学校のほうについては、多良中に239,400円、大浦中学校に189千円、428,400円ということで、見陣議員言われた学校警備員の中には警備委託をしている分には、要するに業務員さんの分だけでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

中学校の場合でお尋ねしますが、13の委託料428千円、すべて合わせてですね、機械警備委託料、この項目になるんですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、歳入全般に入ります前に、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

歳入全般の質疑に入ります。

第1款、町税、29ページから第20款、町債、57ページまでを審議いたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

まず、この主要一覧の12ページ、地方財政計画歳入歳出の一覧の図の単位が億円となっているんですが、これはどこのところが億になるんですかね。どうもこれば見るときに、ここは億にすれば見ようがないわけですよ。12ページ、1のほうの。どこが億の単位になるか、ちょっと、何回見てもこれがわかりませんので、どこの位置が億になるのか、ちょっと説明をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

質問の意味で億円はどこかと、これが例えば地方税のところを見ていただくと、平成24年度、これは33兆6,569億円という意味で掲載をしてあります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そうしたら、この表だけ国のあれになっているわけですか。あとのほかのとは千円になっているんですが、このあとが億。これは国のあれですね。

○財政課長（大串君義君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（末次利男君）

質疑の方ありませんか。

○12番（下平力人君）

予算書の19ページのこれは法人ですけれども、ここは減る傾向にあると思いますけれども、22年ぐらいからどのくらい減少しておりますかね。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

ちょっと済みません、22年度との比較をいたします。

税額で362,200円の減。22年度の決算と24年度予算との比較で362,200円の減ということになります。

○12番（下平力人君）

件数でどのくらいの変動があっておるかということをお尋ねしておるんですよ。

○税務課長（藤木 修君）

法人数でございますが、平成24年度の見込みで159法人、23年度が161、22年度が165、21年度が166で、だんだん低減している状況でございます。

○7番（牟田則雄君）

35ページの民生費負担金の中で、保育所保護者負担金が前年度に比べて13,950千円ぐらい、かなり大きな減になっているんですが、これは単なる園児、児童数の減少なのか、これはど

うしてでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

保育所保護者負担金につきましては昨年——今年度ですか、途中で保育料を鹿島市並みに削減するというので、何月議会やったですかね、6月か9月議会やったですかね、そこで減額をいたしましたので、この保護者負担金が一昨年の当初予算よりも削減しているということでございます。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

32ページの入湯税に関してお尋ねいたしますが、年間利用者見込み額が昨年度よりどうして少ないのか、その辺からお伺いいたします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

当初予算を組む段階で、入湯客の入り込み数というものについての予測値は、過去5年間の平均的なものを参考にして算出しております。それで、結果としてこのようになったところでございます。

○10番（久保繁幸君）

その過去5年間の毎年の分を教えてください、また今年度も大分あれば2月で締め切りですかね、締め切られますかね、その分を教えてください、この見込み額がどういう算出なのかかわかると思いますが、教えてくださいと思います。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

宿泊客数、入湯客数でございますけれども、23年度の見込みとしては合計の2万8,079名、以下実績でございますが、平成22年が2万7,565名、21年が2万7,485名、20年が2万6,952名、19年が2万5,480名、18年が2万5,783名でございます。少しずつ上がっている傾向にはございますけれども、平均をとった段階で23年度よりも少し見込み値は落ちてしまう——24年度当初予算の見込み値が落ちてしまうと、そういうことでございます。

○10番（久保繁幸君）

前年度より下ったこういう見込みをしていただくと、我々当事者として、非常に腹立たしいんですよ。何でかという、来年度客が少ないというような、あなたたちは見込みをやっておられるんでしょう。そういうふうにはしか考えないですよ、私。

もうこれは毎年の分、私も書いております。今おっしゃった分、ずっとそれは正解であります、前年度よりも幾らかなりとも努力するような見込み額は上げていただきたい。これですと、私たちの会のときにも言いますが、納める人、納めない人、いろいろおりますが、

そういう目標値を前年度より町は少なく見積もっているというふうなことを言えないんですよ。前年度より見込みですから多目に見積もっていただきたい。それは納入額が少なかりょうが、多かりょうが、それはその年度のあれですからね。そういうやる気を起こすようなやり方をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○税務課長（藤木 修君）

大変難しい御提案でございますが、全く不確定なものを見込むわけですから、お客さんあつてのことでございましょうし、これはもうこういう近年の動向から見積もるしかないだろうと、期待値は十分に——期待はするところでございますけれども、その期待値をもって予算を組むというのはなかなか難しいだろうというふうに考えます。申しわけございません。

○8番（川下武則君）

入湯税、4,000千円ぐらいなんですけど、これを先ほど久保議員が言ったように、努力したところには幾らかでも入湯税の中から還元するとか、別枠ですよ、そういう中で少しでもしたら、また各旅館業者も少しでもまた身入りと言ったらおかしいですけど、そこら辺で期待を込めて頑張るんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は税務課長、どういうふうにお考えですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

入湯税につきましては、そもそも目的を持った税でございますから、太良町においては全額観光振興の面に充当させていただいているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

51ページの国民健康保険特別会計繰入金で1,618千円というのが上がっているんですが、これは後でまたあれに出てくると思うんですが、国民健康保険特別会計の中で繰入金124,472千円との関連性は、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

国民健康保険特別会計繰入金の1,618千円ですけれども、この分につきましては、国保税の徴収嘱託員の人件費、それから、保険事業といたしまして、町で行っております食改協の委託料を払っておりますが、補助金があるものですから、そっちのほうに申請をいたしまして、国保のほうでいただいております。その補助金の分が特別会計の繰入金として入ってくる分でございます。

○7番（牟田則雄君）

その国保の特別会計から一般会計のほうに、これはそしたら繰り入れているということではないのでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

いえ、町のほうに繰り入れるということでございます。（発言する者あり）はい、そうです。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、私が言ったとおりに、特会のほうから町のほうに繰り入れるということですよね。

○健康増進課長（松本 太君）

失礼いたしました。国保のほうで補助金をいただいておりますので、それを今度は町のほうに繰り入れるということでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、これで平成24年度一般会計の歳入歳出、それぞれの質疑を終了しましたが、歳入歳出全般と給与明細書177ページから地方債調書191ページまでの総括質疑を許可いたします。

○7番（牟田則雄君）

178ページのこの給料と給与費ということで、私はこれが給料と給与がどういうものかよくはわかりませんが、この表のとおり見ますと、給与費の合計のところ、その次の180ページの中で平均給料月額というところでここに載っているんですが、これをそのまま計算しますと給与費、後ろの合計のところを計算しますと、私の計算ではこれは559,239円になるんですが、この違いはどこで――計算の仕方を、どこがどう違うのか、ちょっとお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

総括のほうに載っている分につきましては、178ページのほうですけれども、これは、この予算に計上している全人件費を上げておるということで、その180ページのほうにつきましては、これは1月1日現在の24年と23年のそこに現職員がいる実質の金額で出しておるのでございます。だから、差が出てくるということです。

すなわち、総括のほうにつきましては、178ページの総括のほうにつきましては、どう言えばいいですかね、その現実の人数じゃなくて、予算上計上をしている、若干実質とは違う数字になっておったりするものですから、こちらで計算されると当然大きくなったりしてくるわけですけれども、1月1日のほうは、もう現実にいる職員の給与で算定をしておりますので、そういうふうな形になるということ御理解をお願いしたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、ここに86名と総括のところには上がっていますね。これは、そしたら86名の予定、ちょっと予想人数ということで、後ろのほうは現実、そしたら4月1日現在における人

員で割ったからこういうことになるということは、これはそしたら人数は大体どのくらいですか。そうじゃなかったら、基準がなかったからこの計算はされないはずですので、ちょっとわかりにくいですね、そこは。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

180ページのほうの職員1人当たり給与と申しますのは、一般行政職に在職している者ということで出しております。これは、簡単に言いますと税務職員とか水道企業職員、そういうのを除いたところを出しておるという数字でございます。

前のほうの178ページのほうは、すべての——すべてのというか、税務職員とかなんとかそういうのは入れたところを出している数字でございます。

その計算を行政職の1人当たり給与を出す場合には、一般行政職と言われておる方々のみを取り出して、ここに計上するという決まりがなっておりますので、その差が出ておるといって御理解をいただきたいと思っております。

○7番（牟田則雄君）

ちょっとその人間関係が、これは86名という職員数で上がって、もうはっきりした実数で上がっているわけでしょうが。そいけん、今あなたが説明したことになれば、これにほかの職員の数もこの中に入っていますという理解しかできないわけですよ。もっといっぱいこれにからわせとっけん、この数字が出とつとであつてということになれば、当然そのまま計算して、この86で計算したら私の計算機が狂うとつとかしらんばつてん559,239円に間違いなかもんね、何回でもこれはしとっけん。そいけん、そこのところの86人の上げ方で、もし今のような説明があつたら、ほかの職員がこの中に何人か、そういう今言われたようなことが含まれますとどこかに書いておかんと、全くうその数字を書いておるといって、これはそれはそのまましたらなりますので、そこのところをもつとはっきりちょっと答弁してください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと算定したときの資料を今持ち合わせておりませんので、後ほど正式にきちんと報告をいたします。

○9番（見陣泰幸君）

178ページ、職員の手当の内訳のところですね。勤勉手当の項目で、この勤勉手当をどういうふうに算定するのか、その算定方法と、どの期間で算定をされているのかお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、勤勉手当、期末手当、両方ともでございますけれども、基準日というのがございま

して、まず6月の期末勤勉手当を支給する場合には、6月1日が基準日ということになります。それから、12月の場合は12月1日が基準日ということでございます。

ちょっと率を今私は持ち合わせておらないんですけども、期末手当と勤勉手当にそれぞれ何月分という月数分がございまして、その6月1日に在職している職員について、その一定の率を月数を掛けたもので算定をしていくと。勤勉手当につきましては、月数が決まっておるわけですが、これにつきましては、その条例上決まっている月数を各職員の給与等に掛けて算定をするということになっております。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、この勤勉手当は、ただ単に庁舎、仕事に出たからということですか。勤勉手当で、特に優秀な方とか、仕事を特に違うものを行ったとか、そういう基準じゃないんですか。ただ、日数を出たから、それに充てるというだけのことですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

いわゆる期末勤勉手当と申しますのは、通常言うボーナスですね、ボーナスなんですけれども、算定の仕方が、その1人について期末手当が幾ら、勤勉手当が幾らという、その2つでボーナスという形になっております。

それで、勤勉手当につきましては、例えば一番最初に新しく入ってきた方々は4月から入ってきますので、6月1日までには4、5と2カ月しかございません。その12分の2や6分の2という半月ごとに算定しますので、それで6分の2というのを掛けて、6カ月分の2カ月分しか出てないと、それでその分を勤勉手当のほうで算定をして、ちょっと通常6カ月働いているよりも安く支給をするとか、そういう形になっておるわけでございます。

だから、今のところは通常のもう新人の新入社員じゃなくて、通常入っている、もう1年以上勤めておられる方々については、もう勤勉手当の率そのまま満額出るという形になっております。

○9番（見陣泰幸君）

ちょっと済みません、余りよう理解はできんですけど、期末手当についてはわかるんですよね。ただ、勤勉手当って別につくってあるものですから、何か特殊な仕事をしたり、特別に仕事をしたりとか、ただ単に今聞いていると庁舎、仕事に出てくればもらえる資格が発生するというだけのことかなと思うんですよ。一般ではどうか知らんですけど、特に優秀な方とか、特に違う仕事をしたり、価値ある仕事をしたりというんですかね、そういう人に与える手当だと理解はしていたんですけど、全く違うということですね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

本来はと申しますか、今の条例の中でも勤務評定というのがあるわけですが、それ

をうちはまだ導入をしておりませんが、今のところは、それを勤務評定で勤勉手当の部分でこの人は例えば休みが多いとかなんとか、上司の評定で、そこで増減をつけるはずなのですけれども、それをまだうちは導入をしておりませんので、皆さんも6カ月間、それなりの勤務をきちんとされれば、全額の率を支給しておると、ただ、それで勤務評定を導入すると、そこでおのずと各職員に差が——この勤勉手当の部分で差がついてくるということになります。それをうちは導入してないということでございます。

○7番（牟田則雄君）

171ページ、先ほど出ておりました体育施設指定管理についてですが、どうも担当課長は、我々議会からいろいろ申し入れがあったと少し理解されていない部分があったんじゃないかと思えます。

1者しか申し込みがなかったという説明がありましたが、そのときの指定は、1つにしたらボイラー資格、もうはっきり言うてボイラー資格を持ってない者は、これに参加できないわけでしょう、全部一緒にしたら。そしたら、当然それは競争原理が働くわけなく、そこを外して、例えば前のグラウンドならグラウンドだけ別、先ほど言われておった野球場は野球場だけ別ってしたら、そういう資格がない人でもだれでも参加できて、そこに競争原理が働くからそういうふうにしたらどうですかという基本的な意見やったわけですよ。

そのところを酌み取ってやってもらわんと、そしてまたとんでもない、下請でまたほかのところを道越広場とか野球場はさせるような仕組みを考えているて、そういうことでは全然競争原理が働く場はないんですから、あとき議会の議員が大方話し合うたとは、そこにやっぱり競争原理が働いて、なるだけ経費が安く、町民が使いやすくするためには、そういう競争原理を働かせんばいかんとじゃなかかというごたることで、みんないろいろ言うたわけですよ。

それで、その中に浄化槽管理委託料ということがここだけでも463千円、これも特老あたりは特別に何か業者間の感情的なあれがあってされたのかわかりませんが、もともと六十何万円という管理料を言うておったのが、今はもう200千円切ってやっている、これは過剰にやっていると思うんですが、そういうふうにして競争原理を働かせたら、相当の町費の節減にもなるんですから、そういう働かせられるところは常に競争原理を働かせるような仕組みを考えていただきたいということで、この体育施設の分離はお願いしたと思うんですが、課長、そこら辺はちょっと理解ができてなかったんじゃないですかね。どうですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

12月の議会において、今議員おっしゃった内容は重々わかっておりますけど、そこでお示しした議案として12施設を出すということで今回は提案しておりましたので、今回はそれに準じた流れで一番いい方向性がどうなのかということで、清掃の問題とか、いろんな問題、

分離発注の問題とかございましたけど、そこら辺は今回については指定管理に議決をいただいたところをお願いをした中で、その中でうちのほうでも指示をしながら、町民に使いやすいというようなことで対応させていただきたいということで先ほどは申し上げたところでございます。

今後の流れとしては、基本的には3年間ということになりますけど、競争的に分離をした場合、そういった参加があるのか、あるような状況であれば、またその分は考えていきたいとは思っていますけど、今回については先ほど申し上げた方向でいかせていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

それは議長からちょっとした説明があったと思うんですが、必ず4月1日からこれはせんでも、再募集してでも、時期はおくれても考える必要があるんじゃないかという話があったと思うんですよ。そいけん、そこら辺も、どうしてもそこまで考えて今のように結論づけられたというなら、それはそれでいいんですが、そこら辺は考えて今の結論に至ったのか、そこをもう1回お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

12月議会で説明をさせていただいて、私どもといたしましてはそういう御意見を十分賜った上での判断として、このような予算計上をさせてもらっている状況でございます。

分離で指定をするというようなことも検討はさせてもらったところではございましたけれども、今回につきましては、指定をする管理者については、指導をすれば十分やっつけられるというようなところもありましたので、そういう判断でこのような予算計上をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

分離発注して、結果が今の結果になったなら、それは議会の意向としても別に言うことはないんですが、最初からそういう言われたような努力は全くせんで、募集したら1者しかなかったという、それじゃちょっとあれですので、今後そのところはもっと議会の意思は十分反映していただくようお願いしておきます。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

おっしゃるように、議会の御意向も十分反映させる形でやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○学校教育課長（野口士郎君）

済みません、もう1回浄化槽の件をお願いします。

○7番（牟田則雄君）

いや、今特老あたりでも取り入れられて、競争入札をされた結果が、それまで630千円か660千円か、はっきりした数字は覚えておりませんが、それがずっと年々競争されて、今は多分200千円切っているというような話も聞いているぐらいに努力されているということですので、これは単純に委託なのか競争入札した結果の委託料なのか、もし競争入札されていないのなら、何で入札制度を取り入れないのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

浄化槽の管理委託463千円ですけど、これについては、入札はきちんとやっております。大きい額が来ておりますけど、野球場から、道越から、艇庫からすべて浄化槽を含んだ部分の金額でございますので、そういったことで、1つの金額がちょっと膨れ上がっておりますけど、ちょっと個別で今手持ちにありませんけど、多くの施設を積み上げた分の463千円ということでございます。（「入札で答えればよかと」と呼ぶ者あり）入札です。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、183ページですね、ここに技能労務職給料表級別職務分類表というのがありますけど、1級から4級までちょっと読んでみますと、1級のほうはわかります。2級、相当高度の技術又は経験を有する自動車運転手の職務、3級は高度の技術又は経験を有する、4級が特に高度の技能という、この分類されておりますけど、1級はわかりますので、4級、3級あたりはどういうふうな分類分けをしてあるのか、ちょっと質問します。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまおっしゃったように相当高度の技術、特に高度という言葉が並んでおりますけれども、これにつきましては、大体給料表を見ていただければわかるわけですが、ここに書いてあるとおり4級までありまして、その4級まで格付をするために、経験年数、それから持っておられる資格等、それから経験年数等で、年数がたつにつれて、だんだん上に上がっていかれるわけですが、そこに該当させるためにこういう表現を使っていると、実際の運用は経験年数が10年、20年、30年となっていた場合に、2級、3級、4級と、ずっと格付をしていくという、そういうようになっております。

○9番（見陣泰幸君）

特に値するのは年数だけで、特にほかに——何て聞けばよかですかね、ただ級をつけるのは年数だけですか、対象は。そのほかの、特にほかの免許を持っているとか、そういう何かはないんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

年数、それから自動車の、特にうちは今自動車の運転手の方だけしかこれに該当する方はいらっしゃいませんけれども、いろんな自動車関係の資格等を持っておられれば、それをしんしゃくして、ずっと上のほうの級に上げていくという、そういう運用をやっております。

○8番（川下武則君）

今、総務課長の聞き苦しい返答なんですけど、実際、私もこの前も議員で政務調査をずっとしたんですけど、前田さんあたり上手に運転したけんが、勝手知ったる我が家みたいな感じで、ちょうど御手水線なんか行ったけんが上手かなって感じたんですけど、実際、その本当にこの等級をつけるとやったら、その年に1回ぐらいの、その駐車場でもよかけんが、今運転手が3人か4人おんしゃっと思うけんですよ、その人たちで力量をはかる、縦列をしたりとか、そういうことも考えてこれにしないと、ただ年数がたてばというたら、実はうちもおやじも86になって運転しよっけん、86になったけん今まで50年ばかり運転しとっですよ。そいけんて、いっちゃん上手じゃなかですもんね。そいけん、年数ではかるというのはいかがなものかなと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃったような実技試験みたいな形は、とつてもさほど皆さん差は出てこないのではないか、むしろ若い方が上手な場合もありますし、そういうことがあって、余り適当な判断の仕方じゃないというふうに理解します。

それで、何と申しますか、やっぱりある程度、我々も一緒なんですけれども、年限を積んでいくとそれなりの物事に対する対応力とかそういうものがどんどんついていきますので、若い人よりもその判断力とかそういうものが上がってくるということを見込んで、年を経てもいければずっと上のほうにあるところで上げていくという、そういうのが一番ベストの方法ではないかなというふうに考えております。

○8番（川下武則君）

そして、今回ここに書いてあるけん、これはこれとして、今度からもうちちょっと基準の部分を、もうちょっとわかりやすくと言うたらおかしかですけど、こうやっておいたちが追及しなくてもいいぐらいの、やっぱり執行部のほうで考えていただければというふうに思いますけど。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃる、わかりやすいという表現がどうやってできるかというのが、私がちょっと今聞いていて、ちょっとどういう表現を使ったらよかとかかなというのが、例えば10年とか20

年勤めたらそういうふうにするとか、そういうふうな感じかなという感じがするわけですが、ちょっとそれは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○10番（久保繁幸君）

まことに申しわけございませんが、ついでにお伺いいたしますが、行政職の給料ですね、1級から6級までありますが、いろいろ書いてございます。困難な業務を処理する主査とか相当困難な業務を分掌する課長補佐、この分け方というのはどういうふうな分け方をやっておられるのかですよ。5級あたりですと、課長の職務でしょう。6級ですと、困難な業務をする課長、どのような違いがあるのか教えていただければと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ここに書いてありますとおり、6級から1級まであるわけですが、4級に参事と課長補佐というのがございます。3級も課長補佐もあります。係長、主査となっております。5級、6級が参事と課長補佐、それに課長、その3つがダブっておるわけですけれども、これは、例えば課長補佐が今現在はおりませんけれども、もし課長補佐ができた場合には、5級まではいけるということになります。それで、参事という名称をつければ、昨年までは農業委員会の局長、参事としておったかもしれませんが、その場合は5級までいけると。6級には課長にならんと絶対いけないんですよ。今、ここに書いてあるとおりの当て方というか、配置の仕方でやっております。

それで、4級になりますと参事、課長補佐とありますけど、その係長の職務では4級までしかもういけないんです。係長で終わったら、もう4級まででとまるんですね。そういう運用の仕方を現在やっております。そういうことでやっておりますので。

○10番（久保繁幸君）

いや、1級、2級、3級はお伺いしてないんですよ。困難な業務と、相当な困難な業務と、どのような違いがあるのかですよ、その辺をお伺いしたいんですよ。

そこで、課長にすれば課長の職務でしょう。それで5級の方で、その下の方は参事で、困難な業務をされる方、その辺の困難と相当なというのをどのような違いか。ただ単なる、これも今さっきの運転手と一緒に、年功序列なのか。それで地方公務員、この近くの近隣市町村、このような決め方をやっておられるのか、その辺をお願いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、年功序列じゃなくて経験年数でいくという、そういう形と御理解いただければよろしいかと思います。

この条例の中に、各1級から6級までの各級に最低何年いなくちゃいけないという基準表がございます。それはもう守っておるわけです。それ以上、今現在皆さんおるわけですけれ

ども、とにかく4級に上がるためには3級に何年いなくちゃいけないとか、そういう基準が
ございます。そういうのを経た上で、いわゆる経験年数によって上に上がっていくと。先ほ
ど申しましたように、課長でないで6級にはいきません。5級は参事と課長補佐になれば5
級までしかいけないと、係長はもう4級までしかいけないという、そういうことになってお
りますので、そういう運用の仕方を今やっておるということでございます。

○10番（久保繁幸君）

いや、私が聞きたいのは、困難なと相当な困難、どういう業務なのか、その辺をどうい
う違いなのかですよ。ここを見てもみますと相当な——相当といったらもう大変なんです
よね、相当な業務といったら。だから、困難な業務、その上の相当なというのがどうい
うふうな違いなのか、その辺をお伺いしたいんですよ。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

相当なというのは、先ほど申し上げたように、年数を経るとそれなりに判断力とかなん
とかがついてくるものですから、それを具体的にどれくらいというのをきちっと示すわけに
いきませんが、年をとって経験を積んだ分という意味で、ここでとらえていただければ幸
いだと思います。

○5番（山口 巖君）

ちょっと参考のために、今のこれはすばらしい基準で、これはどこも使っているんじ
ゃないか、これは私は全くわかりませんが、これは参考に太良病院の場合も幾らか使
っているわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

一部は参考にしてはおりますが、役職の登用であるとか、等級が上がる基準である
とか、そういったものはもう全く個々の能力を判断して上げるようにしております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、簡単に言ったら年数だけを基準じゃなくてという意味、年数ももちろ
んですけど、年数のウェイトをもっと小さくという意味かなと、こう感じるわけですが、
それでいいわけですか。

そしたら、ちょっと答えを聞いてってください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

総務課長言われたように、等級ごとの最低の滞留年数というものはあります。やはり
その等級でやるべき仕事というのはいろんな仕事がありまして、それをマスターする
最低の年月

というのはあると思いますので、何年いなければいけないというのは職種ごとに決めておりますので、今載っているのと、今の太良町の制度とは似たようなところはあります。しかしながら、能力を重視して、基準をクリアしたら等級が上がるというふうな仕組みになっております。

○5番（山口 巖君）

というように、今小さな会社にしる、組合組織あたりにしても、能力給というのを物すごくウェートを大きくずっと、少しずつですけれども置いて、こういう判定をするようになっていくわけですが、やはりこれは本当に何て、説明も課長もしにくいように、私たちも質問がしにくい、やはり幾らか能力というのも今の——これが私たちじゃなくて、町民ももちろん見る機会もあるわけですから、能力というのを少し入れてもらうような査定の方をと思うんですけどね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

そういうふうになるように、今後努力をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの久保議員の件で、こういう職務職階の表というのは、近隣市町、佐賀県いっぱい多分ほとんど同じような形になっておると思います。

それで、先ほど経験年数と申し上げたんですけれども、職務職階制とって、その職にならないとそこの給料にいけないというのがまず大前提になっておりますので、この職務職階の職務分類表ですね、その係長とか課長にならないと給料表のここの欄にはいけないということがまず大前提だということを御理解いただきたいと思います。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の50ページ、1の不動産売払収入のところ、1と2の土地売払収入、2の建物売払収入。この土地は、補正で1カ所売れていたみたいですので、これは野崎かなと解釈をしていたんですけど、土地の売り払い場所、あと売る予定がある場所はどれくらいあるのか、それで建物も売る予定をしている場所がどれくらいあるのか質問します。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

売れるか売れないか、ちょっとわからないものですから、一応当初予算では科目設置の1ということで予算を計上いたしております。

建物について、特に今後売り払いできるような建物があるかということですが、建物につきましては、特にはございません。

土地については、分譲地が4区画残っておるとのことと、あと少し小さな土地等が、要望等があれば売り払いできる土地が何カ所かございますけれども、余り期待できないような土地でございますので、どうなるかということで、もし今後そういう土地が売り払い等があ

れば補正で計上をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

ほかの交番跡とか、いろいろあろうかと思うんですけど、野崎分譲地もあと4戸と、それで申し込みが全く今のところないのか、申し込みがあつて現場を見て断られるのか、そこら辺はどうなんですかね。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

分譲地につきましては、電話紹介というか内容等を電話でとかホームページを見たからとか、ああいう方はいらっしゃいます。ただ、現場に行つて見られたかどうかということ等はちょっと把握はいたしておりませんが、それと、申込書を持って帰られる方もおられますけれども、結果的に土地を实际買うとなれば家まで建てんばいかんということ等で、いろいろ逡巡しながら申し込みに来られなかったという方が多数じゃないだろうかということでは考えております。

それと交番跡地ですけれども、以前売り払いということで価格を設定して、それ以上の入札があればということで売り払いをするように手続はしたわけですが、それ以降ちょっと申し込みがなかったということと、現在、資材センター跡、元選果場の跡地を整備、土地を購入したわけですが、その土地と交番跡地というのが一体的な利用ができないかということ等もありまして、今現在のところはちょっと売り払いをしていないと、交番の跡地についてはそういう状況でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、野崎の分譲住宅地ですけど、今要望があつたり現場を見たりとかは一応あるということですけど、今までどおりの販売方法をとって行って、今後、去年は1カ所売れていきますけど、何年かかるかわからんような状態だと思うんですけど、そこら辺の改革とか、売れやすいような対応とか、そこら辺は考えていらっしゃいますか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

いろいろ、余り大した改革というかそういうのはできませんけれども、要件を緩和したりとかいうことでこれまで、徐々にはありますけれども、23区画中19区画が販売ができているという状況の中で、今後どれぐらいの売れ行きというか申し込みがあるかちょっとわかりませんが、これから販売に対する要件緩和とか価格の見直しとかいうこと等をいろいろ検討はしたわけですが、現状、毎年1戸ぐらいは売れるだろうというようなことを考えれば今後いろいろ方策を、なかなか難しいなというようなことで財政のほうでは考えてお

ります。

逆に、もっと土地を売りやすいような状況に持つていくためにどうすればいいかなということを考えておりますので、もし意見がございましたら、ちょっと議員さんたちにも意見をお伺いしながら、どういうふうがいいかということで検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き、直ちに会議を再開いたします。

答弁漏れがっておりますので、まず総務課から。

○総務課長（毎原哲也君）

午前中の牟田議員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁いたします。

一般会計の一番後ろの給与費明細書の178ページと180ページの相違について答弁をちょっとできませんでしたので、ただいまからその違いを申し上げます。

まず、178ページのほうの職員数が86、以下給与費がずっと出ておりますけれども、これは、この新年度予算の町長と副町長を除いた教育長以下の、以外の方々の給料と職員手当、共済費、ずっとここに上げている額を、一般会計の各部署というか、給与を出すところを合計すると、この給料については333,655千円、職員手当については243,480千円と、ここに入る共済費、それから扶養手当、期末手当、勤勉手当、住居手当まで出ておるわけです。その数字を今回、新年度の予算の積み上げがここに出ておるといふ御理解をお願いします。

それで、牟田議員がおっしゃっていた給料額とか、それから、職員手当を含めたところの額を86人で割ると、かなり大きな数字が出てくると、180ページと比較してですね。それについては、この中にはもういわゆる期末・勤勉手当も入ってしまったところでの割り返しなので、それは大きくなるのは当たり前ということになります。それで、180ページにつきましては、そこに表記してあるとおり、24年の1月1日現在における一般会計の職員の、だから、三役を除いたところの給料額の平均給与と給料の平均値を出しておりますので、それが行政職については314,955円、それから、給与については341,476円と。これ一月分を取り上げて出してありますので、全然違う数字が出てくる。前のほうは年間全額、それから、ここは一月分ということで計算をしているということでございます。全然比較がならないという、そういう問題でございます。

それからもう1つ、きのう、共済費の中には追加費用も入っておるとかとおっしゃった分で、私が入っておりませんと言いましたが、あれはここで訂正をさせていただいて、その31,000千円ぐらいもここの中に入っておるといふことで御理解をお願いしたいと思います。

○7番（牟田則雄君）

そしたらね、今の説明でいくとね、これおれこだわっておるとやなかばってん、数字がこれだけ違えばということでは質問しよるとですよ。そうなればね、ここにわざわざこの枠が給与費ですよ、給料はこれですよと言ふとば、給与費という枠ばわざわざつくってここに書いてあるでしょう。我々はどれが給与費かなんかわからんわけですよ。ただ、ここに表として出してあって、そして今の説明でいきますと、86人の中に町長とか三役の給料まで入っているという、いや、今の説明をそのまま聞けば、この中に入っておるけん、これが高くなっておるばってん、後ろのほうは一般職の人とだけで月でしておるて言うばってん、こっちも前のほうのともそのまま計のところを計算すると55万幾らになるとの、そのところでどうして11万幾ら月々に1人当たり出てくるのは、これは何でかというとば聞きよったけん、そこんたいわかりやすくちょっと説明して。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっともう一回最初から説明をいたします。

まず、178ページのほうの職員数の86人については、これについては町長、副町長の給与は入っていないんですよ。86人の中に入っていないんですよ。前ページのほうに本年度の長等ということでは2名ということでは上がっておるもんですから、この178ページのほうには教育長も入れたところの人数をここに上げておるわけですよ。教育長とそれ以下の職員です。町長と副町長についてはその前のほうに表記をされておるということですよ。その教育長以下職員の給料額の年間の総額が333,655千円となりますよ。職員手当につきましては243,480千円となりますよということですよ。給与というのは、この給料と職員手当を合わせた分を給与と言ふんですよ。この場合の職員手当には期末・勤勉手当とか入っておるもんですから、大きな数字が出るわけですよけれども、こっちの180ページのほうにつきましては、1月1日現在で給料が、いわゆる職員手当も含んだところが給与なんですけど、1月1日の支給をするとした場合に、この場合には教育長入っておりません。この場合はですね、職員だけで、いわゆる行政職だけです。（発言する者あり）はい、わかりました。じゃ、そういうことでよろしくをお願いします。

○5番（山口 巖君）

済みません。49ページ、収入ですけれども、財産貸付収入ですね。前年よりちょっとは下がっておりますが、土地の貸付料と解釈しますが、この中に、今、法人、団体、組合ですね、何団体がこの土地を町から借り受けておられるのか。

それと、そう余計じゃないと思ふしますので、面積がわかっていたら面積。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

面積と言えば、法人に貸し付けている面積ということですか。ちょっと件数が20件ほどあって、その中に法人もあり、個人もありということですので、ちょっと今のところ、その法人の分ということではちょっと計算はいたしておりません。

○5番（山口 巖君）

今、私が言ったのは、組合かをとったわけですよ。個人をのこしてという意味ですから。ちょっと森林組合なら森林組合、バラ海苔ならバラ海苔、ああいうところが何か所ありますかということ。

○財政課長（大串君義君）

ちょっと20カ所ほどありますので、一つ一つ当たって……（「面積はいいです」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

法人、組合合わせて18ですね。

以上です。（「名前まで」と呼ぶ者あり）

法人名を言いますと、大日興産株式会社、太良町商工会、太良町森林組合、第七管区海上保安本部、KDD I 株式会社、佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所、社会福祉法人聖家族会、特定非営利活動法人太良の里、佐賀県有明海漁業協同組合たら支所、有限会社川下建設、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社、藤津ケーブルビジョン株式会社、株式会社ウィルコム、佐賀県農業協同組合、エヌ・ティ・ティ・ドコモということで、ちょっとダブっているところもありますので、先ほど18と言いましたけれども、若干件数は少なくなるかもしれません。

以上です。

○5番（山口 巖君）

そしたら、契約を何年度かに切りかえられると思いますけれども、今契約している年度は何年度なのか、そしてまた、今後何年間この契約が有効するのか。それが1つ。

それともう1つは、この団体等でもう土地を払い下げというか、自分に売ってもらえないかと、こういう団体があるのか。

以上、2点をお聞きします。

○財政課長（大串君義君）

契約につきましては、最高10年間の契約年数とか、3年間だけとか、個々によって契約年数が違ってきておりますので、契約更改をする年数もまちまちでございます。

それと、この中で、長年貸し付けていることで払い下げのお願いというか、そういう申請があるかということですが、今のところあっておりません。

以上です。

○5番（山口 巖君）

払い下げが全くないということは、私としてはひょっとしたら、これはずっと永久に借りていたがいいんじゃないかと、こう考えるところもあるわけですが、どうですかね、町ということもありますので、ほかの民間あたりも、この辺で高価なのはエレナに貸しているのがありますし、そういうのと比較して、町が貸している貸付料というのがどのくらいなのかというのは調べられたことが——いや、まだまだちょっと最後ですから——あるわけですかね。

それと、もう1つ考えられるのは、今のところないというような返事ですけれども、そしてしたら、ちょっと払い下げますから、おたくで引き取ってくださいよという、そういう考えがあるのか。ちょっと2点だけお聞きします。

○財政課長（大串君義君）

民間の貸付料については、ちょっと資料も調査もしたことがございません。ですから、どれぐらいの水準になるかというのはちょっとわかりかねます。

それと、こっちからの申し出により買い取りということはどうかということですが、特に今までは考えたこともございませんし、貸付期間が10年というふうなこと等がありまして、タイミング的に、そのときにお互いの関係で払い下げてくれとか、そういうことがなかなか頭になかったというか、そういう関係で、今のところはそういうことで考えてはおりません。

以上です。

○12番（下平力人君）

午前中に関連しましてですよ、不動産売り払いということでお尋ねをしたいと思いますが、太良町には家も建たないというような町有地もあると思います。そしてまた広いところもあると思いますが、そこら辺の処分について、財政課長、午前中説明されましたけれども、希望があれば対応するという話があったと思うんですよ。それで、これを宅地としてはもうできないけれども、林地の耕地としてならば可能だという箇所もあると思いますが、そこら辺の100平米ぐらいの規模の町有地というのはどのくらいありますか。

○財政課長（大串君義君）

今、100平米ぐらいの土地がどれぐらいかというのは、ちょっと今のところは把握をいたしておりません。一段として売りやすいような土地があれば確かに売っていいわけですが、なかなか買い手がないというか、狭い土地等も幾らかありますので、なるべく近隣の方ということで、ちょっと連絡して、どがんですかとかいうこと等もちょっといたしましたけれども、なかなか買い手がないというような状況で今現在至っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今、全国的な傾向としましてね、地価というのは非常に下がる傾向にあるわけですね。一

部はいいところもありましようけれども、これは商業施設なんか非常に上がったというところはございます。

そこで、今、小さな町有地を維持管理、管理ですたいね、そういうのはどういうふうな形でされていますか。

○財政課長（大串君義君）

管理については特段すべきところはするんですけども、ほとんどのところについては管理については、草払い等についてもやっていないというようなところが多いかなというふうに考えております。

○12番（下平力人君）

草払いもやっていないということですね。

いずれにしましても、この土地をいつまで持つておたつて、結局、メリットは少ないということであるならば、そこは営業してでもですよ、将来持つておつても何もできないと、町の活用はできないということでありまして、やっぱり一日も早く売り払って、またいいところを買いかえるということもされましようから、そこら辺は考えながらしてほしかないうふうに思いますし、また、先ほど山口議員のほうから話があつておつたいわゆる箱物、土地は町有地だけれども、建屋は借りている人の持ち物だというような話がございました。それについては借地料としていただいておりますわけですけども、本当に将来的に太良町に定着をするという会社であれば、できれば売り払いをしたほうがいいんじゃないかと、その人たちのためにもなりますしね。言いかえますと、借家と自社の違いだと、自分の持ち物との違いということで考えればですよ、幾ら借地料を払っていても、最終的に自分のものにならないということですから、固定資産税とかなんとかにも若干ではございますけれども影響していくわけですね。メリットが発生するわけですから、そういうのも考えながら、今後検討していただいたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

町有地ですので、簡単になかなか売れないというところもありますけれども、借り手の方のこれはもう考え次第だというふうに思いますので、こちらが売ってもいいであろうということでも考えましても、資金等の関係で買えないとか、そこら辺も多分あるだろうというふうに思いますので、今後、契約をしていく中で、手放してもいいような町有地については、どがんでしょうかと、買ってくれんですかと。ただ、買ってくれんですかと言うて、あくまでも町民の財産ということですので、価格を下げるとかいうのはなかなかできないというふうに思いますので、正常な価格というか、こちらが計算した価格で買いたいというふうになれば売っていいんだらうなというふうには思いますけれども、そこら辺の価格交渉をですね、なかなか民間と違って簡単にできないところがありますので、そこら辺今後の検討課題というふうに考えております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今の担当課長がおっしゃられた、いわゆる小さいところを買うというのはなかなか難しいところもありましようけれども、交換分合という手もありますから、どこかにいいところにまとめていくと。何回も何回も交換をしながらまとめるという方法もありましようから、知恵を出してひとつお願いしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

提案として交換分合というふうな形もありましたけれども、大体そういう小さな土地、なかなか利用価値がないような土地をですね、町としては利用価値がない、しかし、近隣の土地の所有者については利用価値があるというような土地があれば、売り払いをまず前提にしていて、ただ、交換分合して、逆にこっちが別の土地を交換したとした場合、また交換した土地が、結局、また利用価値のない土地であったら、余り町にとってはおいしい話じゃないというようなこと等もありますので、個々のケース、場所場所によってそこら辺は検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

主要事業一覧表の連番3の中で、ずっと議論されておりましたこの空き家情報バンク整備事業というのがありました。これはあくまでも民家を対象にした整備事業というふうにとらえておりますけど、これ以前に、町が持っている空き家といますか、当然あろうかと思いますが、例えばALTさんあたりが住んでおられた住宅とか、ああいった空き家があると思います。それが果たして何戸ぐらいあるのか。

それと、まだこれは空き家じゃございませんけど、町営住宅の一戸建て、古い木造住宅もあると思いますが、今もその町営住宅を借りておられる方が何戸あるのか、まずその2点をお尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町営住宅の木造の一戸建ては2戸ございます。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

ALT住宅、1戸でございます。

○3番（所賀 廣君）

ALT住宅は今1戸と申されましたけど、それだけじゃなくて、例えば太良高校の先生だとか、いろんな用途で使われていた公営住宅というんですか、町が持っている一戸建ての建物ということですが、そういった意味なんですけど。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

町で把握している部分についてはA L Tの住宅で、県立の太良高校の分については県のほうじゃないかなと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

病院のほうで、病院のすぐ隣にある6戸と、あとそのほかにまだ住まれているところ、一戸建てもありますけど、3棟と認識しています。

○3番（所賀 廣君）

県の住宅で、そうすると、例えば油津の例ですが、昔、高校の先生たちが住んでおられましたのは県の土地だということですか。町の土地に県が建てたということですか。何か質問回数が多くなりそうで非常に心配でございますけど。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

木造住宅ということで、私のほうから御説明をいたします。

太良高校の官舎につきましては県の財産、県の職員住宅ということになっております。その住宅につきましては、全部売り払いが終了をいたしておると私のほうでは認識をいたしております。

以上でございます。

○税務課長（藤木 修君）

ちょっと補足して御説明申し上げます。

太良高校の校長官舎としてA L T住宅の前にある部分、あの敷地及び建物は県有でございます。その固定資産税相当額については太良町に納付されております。

○3番（所賀 廣君）

何でこれをお聞きしたかといいますと、町で管理している分は恐らく1戸、A L Tさんのところがまず1戸と先ほどお伺いしましたが、非常時だとか、例えば不幸にして火災に遭われたとかというふうなときにも対応できるためにも、それは当然整備しておくべき問題だと思いますけど、それと同時に、これをいつまでも町が管理しておくというのも非常に先々不都合があるような気もいたしますし、当然管理不足になるような気もいたしますので、その辺の管理、町営については今後民間に例えば売り払っていくとか、そういったことをしていないと、例えば空き家と同じだと思いますけど、例えば何かの入居希望があったときに、非常に入居させづらいというふうなデメリット面も出てくると思うわけですね。この辺の財産も持つておくことも必要かと思いますが、もうある意味、処分できるものであれば処分してしまったほうが良いというふうなことも考えられますので、その辺の今後の管理について、この空き家情報も大事ですけど、この辺もかなり大きな問題になってきそうな感じが

たしますので、その辺について何か具体的な考え、町長でも結構ですが、お考えありましたらお聞きしたいと思いますけど。

○町長（岩島正昭君）

今るる担当課が御説明しましたとおりに、病院の医師住宅の空き地もあります。だから、11の空き家もごございますけれども、やっぱりおっしゃるとおりに、空き家になれば若い人がたむろするとか、あるいは台風等々で近所に迷惑をかけるとか、いろんな等々が危惧されますからね。現況が廃墟の状況であれば、もう即解体して取り壊して、最終的には1戸ぐらい私はある程度手入れをして持っておかにか、災害とか火災とかあった場合、町営住宅がたまたますいておればいいんですけどね、そういうふうなことで、1戸あたりはもう補助をしたいと思っております。あとにつきましては、もう状況を見ながら、もう解体して更地にして売買するとか、そういうふうなことは今後検討していかにかにかんじやろうというふうにして思っております。

○7番（牟田則雄君）

予算書の56ページ、県証紙売払収入が10,500千円上がっているんですが、これはふやそうという意欲のあらわれならいいんですが、前年度はこれが7,264千円で上がっておったわけですよ。そしたら、3,236千円、約45%ぐらいの収入増を見込んでおられますが、これは努力目標みたいなものか、それとも何か当てがあってこれだけふやしておられるものか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

県証紙売払収入の増加の原因でございますが、これは12月補正の時点で、23年度途中で大幅な県証紙の売り払いがあったということで、12月の補正で2,900千円ほど補正をさせていただいています。その最終予算を新年度の予算に上げさせていただいています。12月に補正した理由については、今、太良町でパスポートの申請が四、五年前からできるようになりました。それと並行して県の証紙の販売ができるようになりまして、役場でも証紙が買えますよということでPR等も町報等で行いまして、役場のほうでお買いになられる方がたくさんいらっしゃいます。県の手続等に県の証紙が必要だということで、実は太良食肉加工さんが、食肉加工について手続上、証紙が要るということで、そのうちの約8割方がもう太良食肉加工さんが買っているということで、実際の23年度の実績額がこの程度ございましたので、24年度も同程度の収入を見込んでおるといふ次第でございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

一覧表、連番33の塵芥処理費の中で、リサイクル石鹼等製造委託料とありますが、この説明欄の中に、リサイクル石鹼及びブロック製造とあります。このリサイクルブロック、これ

は以前、このセンターを見に行きました折に、このブロックも見させていただきまして、その後、今度の大浦小学校の管理棟のポーチとか、そういったところに活用ができないかという質問をした記憶がございます。製造過程にはそれなりの日数がかかるのでということでございましたけど、大浦小学校に具体的にじゃここに使おうというふうな案が出ているのでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

大浦小学校、今度できます校舎と運動場との間に通路と低木の植え込みができますけど、その以外のところにこのリサイクルブロックを約600個ぐらいですけど、使うように予定しております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

なかなかいいことだと思います。

もう1点ですが、これは今度の多良中学校の体育館、ここにも何とかして使える要素があるのか。あるとすればどこに使うつもりなのか。まだ先の話なんですけど、予定としてあるのか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まだ具体的にどこの場所というようなことは決めておりませんが、インターロッキングを使用するところが結構ございますので、その中の一部を使用できるのであれば使用したいとは思っております。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の129ページ、水産総務費の19の竹崎カキ生産振興協議会負担金ですけど、この竹崎カキのことについてお尋ねします。

今現在、いかだをふやそうという事業者、そして今現在行っておられる方がふやすとか、新規でふやすと、そういう話はありませんか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

カキのいかだにつきましては、区画漁業検討の制約がございます。そういうことで、漁船漁業、例えば刺し網、流し刺し網等の漁も周辺でされておりますので、現実的にはこれ以上いかだをふやすということは、あの海域では、現在の海域ではちょっと無理ではなかろうかと、そういうふうに考えております。

○9番（見陣泰幸君）

今、特に県外の人にやっぱり一口食わせればうまいと。もうなかとというてすぐ言われる

とですよ。それで、そこら辺の海域関係とか、関係者あたりと話し合ってきたらのことですけど、もしふやされるようなことがあればふやされないものかと思って聞いています。どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

有明海が現いかだの設置場所も含めてもう少し水深があれば、例えば40メートル、50メートルあれば、つるす長さも変わってきますので可能かと思いますが、何分にも有明海が浅うございます。あの海域で無理だということであれば、その辺はできればいいなということで、もう少し多良のほうでも取り組まれるということであればカキ養殖の面積がふえるということになるかとは考えております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

それでは、審議も十分尽くされたようでございますので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第24号 平成24年度太良町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第25号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第25号 平成24年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（下平力人君）

主要事業の93の、ここに町有林主伐事業ということで上がっております。それで、5林班6小班とか、26林班9小班とかいうことで4.47ヘクタールを主伐すると。その下に造材として14,168千円、製材経費として2,657千円と上がっておりますけれども、この製材とか、事業主体はどこになりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

事業実施主体は太良町ということになります。

○12番（下平力人君）

そしたら、ここに製材経費として2,657千円上がっておりますね。この製材というのはどこでやられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

事業実施主体が太良町で、委託事業ということでございます。この製材経費というのは、主伐をかけて、よいヒノキがとれた場合に限って製材を行うと、製品にして販売するというところでございます。ということで、町内の製材業者さんを想定いたしております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

ただいま課長のほうから説明がありましたけれども、本当にこの町内業者の育成という立場から町内の業者を使うと、非常にいいことだと思えますけれども、ただ、主伐についてはどういうふうな考えをお持ちですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

主伐については、森林組合さんを一応予定いたしております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、製材業者の方も規模的には多くはできないかもわかりませんが、それを分割して、可能であるならば、今の個人でやっていらっしゃるところの製材業者さんあたりにも仕事を分け与えていただくということになりますとね、町長がいつも言われるように、町内の業者を使って、そして非常に今、企業誘致でありますとかなんとかというのがよく出てまいります。そういうのにもね、年間を通して事業を提供していただくならば、製材業者も1人、2人雇用の場としてできるんじゃないかと。いつも町長が言われておるように、やっぱり町内育成をせにゃならんということでございますから、そこら辺はどうなんですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

町内の製材所ということでございますけれども、昔は記憶にあるのは、既存の製材所の方ですけれども、山で刈って製材するというふうなことをされてあったと今思いますけどね。できればそういうふうな方たちがちょっと山で売ってくれんかいと、あとは自分たちがとって製材をするよというふうなことをおっしゃれば、またそういうふうなことで前向きに検討したいと。ただ、今の時点のように、町が森林組合に委託をして、そして切り出しをして、今、素材で売るというふうな状況ですたいね。そういうふうじゃなくして、2製材所の方もちょっと入札に入れて、山でちょっと売ってくれんかいというふうな希望等々があれば、そこら付近は前向きに検討したいというふうに思っております。ただ、今までのように山で切って素材で出す云々じゃなくして、山で刈っていただくというふうな方法も一つのあれじゃ

ないかと思えますけどね。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、山林の9ページ、今のととちょっと関連すると思うんですが、主伐立木売払収入が18,290千円上がっているんですが、これは立米数がどのくらいで、単価がどのくらいを見積もっておられるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、杉の木で456.75立米、単価につきましては立米当たり11,850円でございます。それから、ヒノキにつきましては443.56立米、単価が20,700円というようなことで試算というか、計算をいたしております。あとよいヒノキがとれた場合の製材品の売り払い代といたしまして24.64立米、単価が150千円ということで計算をいたしております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

杉の年齢といたしますか、ヒノキの年齢といたしますか、大体どれぐらいの年齢たったやつを主伐して売る予定なんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

40年から50年の間でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

お答えをいたします。

一部、杉とヒノキの混成林もございまして、杉、ヒノキあわせて40年から50年ということで一応予定をいたしております。

○8番（川下武則君）

今、太良町に一番古い木で大体40年から50年の木がほとんど、今、主伐する木に関してはです。それ以上古い木は、古い木といたしますか、大きい木はないんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良山系の経ヶ岳には60年生の杉がございまして。

以上です。

○8番（川下武則君）

林道の整備が入っているもんやけんが、ひょっとしたら新しい道路をつくるというのは、古いい材料があるんじゃないかと。それで、そっちのほうに新しくつくるのかなという、私が勝手なそういうふうな思いをしたもんやけんです。この前も話したんですけど、古ければ古いほど、大きければ大きいほど価値観があるといえますか、そういうふうな話やったもんやけんです。せっかくいい材木があれば、そっちのほうから先に主伐して売っていけ

ればなというふうな思いがあるもんですから。

そしたら、上のほうにそういう木があれば、道路を新設してでも今後売っていくということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

そういう急峻な場所についても、現在、間伐等をやっております。間伐とセットで作業路の整備というようなことで、なるべく搬出がしやすいように、現在、保育を実施しているところがございますので、将来的にはそういうふうにやっていきたいと考えております。

○7番（牟田則雄君）

今の町有林のことに関連してですが、もうこの際、町長が先ほど言われよった、山で買えばというあれで、結局、業者も合わないところは買わないですから、もうこういう区域を分けて、近隣の業者さんに、ここはこのまま自分たちでとればもうやりますよというような、積極的なそういう植えかえの促進のやり方あたりも、もうここまで木材価格が下落してくるなら、区域区域を区切って売ると言えばみんないろいろあれじゃろうばってん、もうどうせそのところ金にならんとなら、この区域の分は自分たちがもしそれで使えるものがあつたらやりますよという、そういうふうな積極的な切りかえ方あたりはお考えの中にないでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

なかなか利益が上がらない木材でございますが、町民の皆様方の大切な財産でございますので、その辺はなかなか厳しいかと思いますが、原材料等々いろいろ要望があつて、そういうことで、皆さんの御理解が得られればという条件ではあります、その辺は今後検討をしていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○5番（山口 巖君）

済みません。今の収入で主伐売払収入、これで今上がっております18,290千円ですかね、こういうふうになっている、前年度ももちろんこういうふうには上がっていたわけですがけれども、あくまでも主伐です。収入予算として上げて、減額で売れなかったというのが何年続いているわけですかね。それが1つ。

もう1つは、どうして何年続いたのか、その理由、2点をお聞きします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

主伐につきましては、平成20年度で売払収入が16,370千円程度ございました。21年度につきましては、いろいろ検討をされましたが、予算は計上いたしておりましたが、適切な主伐の場所がないということで、主伐は実施をされておられません。22年度につきましては、主伐

の立木売払収入が4,960千円程度あっております。23年度につきましては16,993千円程度上がっております。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

今、主伐の適齢ということで質問があつて答えられたわけですがけれども、この年数には相当の面積があるんじゃないかならうかと思ひます。それで、また御存じのように、分収林というのも後ろにありますから、これをなるべく早目に、なるべく損害を出さないためにというのは、やはり今質問があつたように、少しだけでもいいから、試験的に山の立ち木で入札かけてとした場合はマイナスというのは多分出てこないわけですから、それを試験的にやってみてはどうかと思うんですけど、いま一度町長の考えをお聞きします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

打診をしてみて、そんならば、その方向で何か計画をしてくれということであれば、試しにやってみてもいいなど。そして生産して、山で売るから、賃金の分はもう当然、要らんもんですけんね、山出しは。ただ、今までの手入れの分と収支をしてみてどれくらいになるかですね。一応入札も1回なりとしてみてもいいなというふうには思つてはおります。

○5番（山口 巖君）

ということは、もちろん森林組合、大事なんですよね。あれだけの若い従業員を雇用しているし、太良町でも一、二の職員が働いているかなと、こう思うところですが、やはり一つの刺激剤として、そういうのを面積は小さくてもいいですから、した場合はもちろん、かえつて町長がよく話される民間活用というか、その刺激も一つの民間活用にならうかと思ひますから、ちょっとだけでも、余り大きくしたら影響がありますから、そういうふうにやっていただきたい。回答は要りません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第25号 平成24年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よつて、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第26号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第26号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口 巖君）

ちょっといろいろと制度が変わって、なかなか私たちもついていけないというのが現状ですけど、今またいろいろ後期高齢者の治療費ですかね、最初の治療費の問題とかいろいろ、最終的にはいつ変わって、どういう結着になるわけですかね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えをいたします。

以前にも申し上げたかと思えますけれども、民主党になりましてから、後期高齢者医療を廃止するというところで、当初の計画では平成25年度には廃止をするというような計画でございましたけれども、まだそれが計画どおりにいかないということで、1年先送りするという情報だったんですけれども、そこもまだ全然どうなるかはわからないところです。

ただ、一番新しい情報では、厚生労働省の高齢者医療課長の見解というのがちょっと新聞に載っておりましたので見ていたところですが、関係者の理解を前提として、制度の基本的枠組みを変えていきたいということで、第1段階として、また25年度で75歳以上を都道府県単位の財政運営とし、第2段階で、これは国保と関係をいたしますけれども、平成30年で全年齢を都道府県単位下にしたいという課長の話が載っていたんですけれども、これはあくまで関係者の理解ということで、その理解はどこの理解かと申しますと、全国知事会であるとか、市長会であるとか、そういうところの理解でございまして、ただ、この意見に対しまして知事会のほうから、また、ただのつけかえになってしまうということで、構造的問題は解決をしていないということで知事会のほうは反対をいたしております。ですから、今月の法案で出す予定と言われていたんですけれども、きのうまでの状況では法案は出されていないようでございますので、今から先の状況についてはまだ不透明でございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

今答弁を聞いたら、ますますちょっとわかりにくくなってきました。

いや、ということは、私たちもよく老人会あたりにも地域で呼ばれるわけですよ。そのときよくこういうふうな話は、どがんないよっとかいとか、こういうふうに聞かれますので、ある程度こうだと方向づけがわかった場合は、よかったら、私たちのほうにも連絡いただければと、わかりやすくお願いしたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま議員言われたように、情報が入り次第、すぐ議会のほうにも報告をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論もないので、採決いたします。

議案第26号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第27号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第27号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは基本的な考え方をお伺いしたいんですが、四、五日前やったか、新聞で、太良町の国民健康保険税は下から数えたほうがうんと早い位置に安いということで新聞に載っておりました。今度いろいろ広域連合の話とかなんとか前々からずっとあっているんですが、今、安いというのは、一般会計とか基金とか、そっちのほうからの支援で太良町は現実的には納める人が少なくて済んでいると思うんですよ。もしこれが広域になったときに、すべてその保険税の税で賄うということになれば、今としたらかなり負担率が上がると思うんですが、そこら辺の話し合いの中身の中で、こういうことはどういうふうな話し合いがされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

保険税の率については、多分22年度の率を見られたかと思います。今年度、23年度から税率の改正をいたしておりますので、もう上から3番目、4番目ぐらいになっております。以前は玄海町が一番安くて、太良町が2番目に確かに安うございました。それで、それまでは

基金を持っておりましたので、基金を財源として、それを取り崩して国保の財政に充てていた関係で、税率はそのまま据え置きという格好だったんですけれども、一昨年ぐらいからずっとお話をさせていただいて、今の状況ではもう足りないということで、23年度から税率を上げさせてもらっております。一昨日も補正予算の中でまた30,000千円の繰り入れをお願いして可決をいただきましたけれども、実際のところは税率を上げたところで賄うというのが特別会計の原則でございますが、国の財政調整交付金の減とか、それから、医療費の伸びあたりで、ちょっと今の状況では少し足りないかなというところで、一般会計のほうから繰り入れをいただいたところでございます。今の現在では、2月支払い分までの医療費が大分落ち込みましたので、少し安心をしたところでございますけれども、今、牟田議員言われるように、今度広域化をした場合はどうなるかということでございますけれども、今、実務者会議という担当課長会議を月1回ずつやっております。これは、広域化にした場合、県下の国保をどういうふうに持っていくかということで、今ちょっとせめぎ合いをやっている状況でございます。まだこの中では税率、基本税率が出てきていません。これが出てこないとうなるかというのがちょっとつかみにくい格好でございます。今の段階では、医療費関係の財政支援とかが県の基金の中から出していただいたりしてはいますけれども、その辺を損しないようにと言うたらいかんですけれども、そういうところで今調整をやっているところでございます。今の税率から言うと、広域化になって、私の予想ではそんなには上がらないんじゃないかなとは感じておりますけれども。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

いや、そしたら、同じ町内です、割合で国民年金加入の方が6割と、大ざっぱに言ったら社会保険のほうで4割という比率は大体一緒だと思うんですよ。今までの太良町のやり方なら、社会保険の4割の方もそっちのほうに事実上はお手伝いをして、今までは安い国民年金のあれでということもその中に含まれておったと思うんですよ。そこら辺は今回、そうしたら全然国民年金加入者だけでということになるわけですか。太良町の場合はそういうふうになると思うんですが。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、一般会計から一応繰り入れ関係をさせていただいておりますけれども、広域化になればその辺がどうなるかということですが、ちょっとその辺に関してもまだ中身的にはわからない状況でございます。

○11番（坂口久信君）

課長の答弁によれば、まあまあ、今回、繰り入れを一般会計からしてでも上のほうから3番目か4番目というふうな非常に高いほうに今現在入っておるわけですね。やっぱりその辺

は一般会計から繰り入れてもですよ、やっぱり財政的には非常に厳しいかもしれませんが、非常に太良町自体が1次産業が多かったり、国保にかたっておる人が多かったりする分もあって、それは中ぐらいに持っていくような状況にはね、町としてもしてもらわんといかんとかかと、こういう厳しい状況の中ですよ、その辺は社会保険ですか、そういう方たちの理解も求めながら、やはりある程度の推移で、やっぱり我々の町がそこだけ突出して1番、2番、3番のにきにおるといようなことはいかがなもんかなと思いますので、その辺はいろいろ検討しながら、やっぱり真ん中ぐらいにはおるような状況をつくっていただきかと思うですけども、どういう考えをお持ちですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま坂口議員言われるとおり、保険税率を上げてちょっと上のほうになったわけなんですけれども、ただ、今ほかの市町もかなり税率の改正があっているようでございますので、今の段階ではちょっと3番目ぐらいですけども、ひょっとしたら来年度になったらもっと下がるかもわからないんですけども、今言われたように、確かに税金がこの状態の中では高いということでございますので、今からどうするかというのは、医療費の動向を見ながら、そして所得の関係も調査をしながら、町長あたりと協議をし、そして国保の運営協議会あたりの委員さんたちとも協議をしながら、今後どうやって持っていくのかということは検討していきたいと思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

昨年まで私も国保委員会のほうにいてですよ、どうしても税率といいますか、国保を上げるといふことであれしたんですけど、その前に、委員会の中でもですよ、いろんな何といいますか、啓発活動といいますか、検診を受けるとか、子宮がん検診にしる何にしるですよ、そういう部分は、今、国保委員会の中でもそういうふうな意見等は出ていますかね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま議員言われたように、国保の運営協議会の中でもやはり医療費の削減というのが一番重要でございますので、町民の健康意識の高揚のために広報活動とか、それから、検診関係は受けていただくようなPRをするようにということは委員会の中でも議論をされているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第27号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第28号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（下平力人君）

施設整備事業として、ここに排水管路工事50メートル、2,000千円、汚泥供給ポンプほか機器更新ということで12,300千円上がっておりますけれども、このポンプは耐用年数は何年ぐらいなんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

普通、水中ポンプ等であれば25年ぐらいありますけれども、汚泥に関しては大体15年ぐらいが耐用年数と思います。

○12番（下平力人君）

そしたら、これについては前に設置をしてから15年と今言われましたけれども、15年経過していないですね。お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成9年から設置しておりますので、年次計画で機器の取りかえを行っておりますけれども、計画を始めまして3年目になって部署、部署で交換して行って、今年度がポンプ等の取りかえになっておりますので、それで計上させてもらっております。

○11番（坂口久信君）

言わんほうがよかかなという気もせんでもなかとぼってん、要するに、この竹崎の集落排水については幾らかトラブル等もあって、課長努力されてそれなりの結着がついたと思っておりますけれども、その前年度部分についてはどのような結着をされておられるか、そしてそういうものが不良債権にならないように、少しずつは徴収あたりができていますのかどうか、

お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

料金につきましては、組合の方にも中に入ってもらったり、うちのほうでも町長等に相談しながら料金等の設定して、今、滞納されている方も一挙にはやっぱり無理ということをお聞きしておりますので、徐々に徐々にに入れてもらっているような状況でございます。

○11番（坂口久信君）

やっぱりそのときそのときでいろんな厳しい状況もあるわけですね。それはどこの施設にしてもしかりと思います。そういう中で、しかし、それを厳しい状況の中でも、やっぱり少しずつは入れていただくことが最終的には不良債権にならないような状況ですので、こういう人たちは、やっぱり自分たちはそこに定着しているわけですから、ぜひ少しずつでもそういう状況を、担当課長、大変でしょうけれども、そういう状況をつくってずっとしていただきたいと。3年間ちょっとほったらかすというぎと、やっぱり不良債権になったりなんかするわけですから、今の人たちは、我々も含めてですけれども、いろんな知識、知恵が蔓延しておりますので、そういうところを考えれば、そういうことにならないような方向をとっていただきたいと思います。よろしく。答弁を求めます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

当初、毎年お話もさせてもらっておりますし、誓約書等もっておりますので、絶対入れないという年はないように、年に1回は幾らかでも納めてもらうような話はできておりますので、今後とも努力して徴収したいとは考えております。

○10番（久保繁幸君）

現在の接続率、これが何%なのかですね。去年あたりで八十七、八%やったですかね。といますのも、使用料収入が前年度に対して少なく予算額が上がっておりますので、その辺をお伺いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

23年度末で接続率の見込みが88.3%になります。予算に関してですけれども、先ほどの徴収関係とちょっとかぶりますけれども、2業者さんほどの料金のほうを改定させていただいておりますので、その分で収入が幾らか落ちているような状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

ここに書いてあるのを見ますと私が書いているのを見ると88.8%の報告なんですよね。去年の当初予算案のときに。それで、0.5%ですか、接続率が少なくなった理由というのは転居かなにか、そういうふうな理由ですかね。

それと、基金ももう大分どんどんと少なくなっておりますよね。これでいつかはもう使用料を値上げしなきゃいかんと思うんですが、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

接続率につきましては、22年度末実績報告での報告をさせてもらってございましたけれども、22年度末で87.8%、23年度見込みが88.3%になりますけれども、接続世帯数で昨年よりも1戸だけふえてはおります。それと、休止世帯数が5戸から6戸にはふえてはおりますけれども、接続が1件ふえているので、率としては上がると思います。

それと、基金につきましても、現在の23年度末で6億円ほどの残高の見込みが考えられますけれども、私たちが計画しておりますところでは、平成41年か42年には基金等がなくなる見込みです。それで、町長の施政方針の中でもありましたように、利用者の方の幾らかの負担をお願いしなければいけないというような方針も上げておりますので、地区の方々と御相談をしながら、料金の改定も考えていかなければならないと考えております。

○7番（牟田則雄君）

今、基金がなくなる年度は言われましたが、起債がなくなるのはそしたらいつになりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成42年、一緒でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第28号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第29号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第29号 平成24年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（下平力人君）

連番99ですね、事業費として12,000千円、ここに伊福地区配水管敷設替工事5,000千円、喰場地区配水管敷設替工事5,000千円上がっておりますけれども、伊福についてはあと何年ぐらいで完成するのか、それと、喰場地区については今年度終わるのか、お尋ねをします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まず、伊福ですけれども、伊福につきましては、今年度が改良につきましては当初というような考えでございます。昨年度から決算委員会等でも御指摘を受けております有収率の低下が大きゅうございましたので、今年度に漏水調査を行っております。これはもう民間に委託して漏水調査をしましたところ、本管につきまして2カ所、給水管で3カ所の漏水修理ができております。それでもって一番漏水等が多かった伊福地区内の集会所から伊福川の方向にですかね、そちらの方向を今年度は計画しておりますけれども、また再度漏水調査をしましたところで、また場所等には変わるとは思いますけれども、そのような計画をいたしております。

喰場地区につきましては、年度計画で平成17年度から平成42年までの計画を立てておりました。それで、平成17年から平成20年までは改良を済んでおります。21、22、23につきましては、この3年間につきましてはちょっと別のところを緊急に行いましたので、3年間できておりませんが、今年度は5,000千円の工事をしたいとは考えております。

以上です。

○12番（下平力人君）

今課長言われたように、有水率が60%だったと思うんですよ。それで、決算委員会でも指摘がありまして、課長すばらしいなと思ったのは、決算委員会をすぐとらえて、早速予算を計上されたということによかったなと思っておりますけれども、ただいま申し上げるように、全線を変えるということじゃなくて、漏水箇所を見つけながら、場所場所を布設がえしていくと、こういうことなんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

伊福地区につきましては、概算の概算ですけれども、ちょっと急遽積算しましたところ、全路線交換するのに1億二、三千万円かかります。それを一気にということはできませんので、今年度5,000千円、延長にすれば200メートルぐらいですけれども、それを行いましてから、また年次計画等も立てたいとは考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

伊福地区が全線調べたぎ1億何千万円というようなことで、補正予算のとき私言ったと思いますけれども、最終的には120,000千円、130,000千円ですか、幾らか知らんばってん、5,000千円ずつつけてもね、もうわずかなもんですよ、はっきり言うてね。そして箇所箇所で、実際言うて、漏れとつけん、こんくらいにしましうて、そんない先はまだ漏れるというような状況をつくらんでですよ、町長にもお願いしたと思いますけれども、前例として、やはり一般会計で1億円以上使うた事例もあるわけですから、その辺も含めて一遍にある程度していただくことが、それは少しずつ出しても経済効果て言うても大した効果はなかりうけんがさ、その辺はもう一つ踏み込んで、担当課も町長も含めて検討していただいて、この辺はもう少し早目に対応できるようなことはできませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

補正のときも坂口議員からのそういった御意見等もいただいておりますので、町長も答弁いたしております。また、今後それを反映させられるように、上司とも相談しながら検討させていただきます。

以上です。

○8番（川下武則君）

今、坂口議員もおっしゃったごとですよ、古かところは古かところ、今言いんしゃるごと、1,000メートルとか、それぐらいずつやっぱりせんと、どこでん一緒ばってん、ちょっと古かところをしたら、すぐ今度はほかのところに圧がかかってですよ、ほかのところもまた漏水したという、そういう事例も結構話を聞くもんやけんですよ、なるべくならもう古か基幹が例えばあれば、今回、200メートルというふうな今課長の話ばってんが、それを思い切って、何年にした分はもうここで一括して、例えば500メートルになるのか、1,000メートルになるのかですよ、坂口議員も言んしゃるごと、そういうふうな感じで思い切った手だてを打つべきじゃないかなというふうに思います。もしよければ、町長のお考えはどうですかね。

○町長（岩島正昭君）

補正予算等で私申し上げましたとおりに、そういうふうなことで、昭和40年代やったと思うんですけども、昔の水道管、いわゆるそういうふうな無人防除もしかりですけど、びしゃつとしたソケットじゃないんですよ。ガスで焼いて突っ込んでくぎでとめてというふうな工法で恐らくやっておる箇所がほとんど多いと思うんですよ。だから、漏水箇所だけやったほうが、さっきお話があったとおりに、ウォーターハンマーが起きて、ぽつとっばずれるというふうなことも懸念されますからね。まず全体計画をつくってみたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第29号 平成24年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第30号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第30号 平成24年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○12番（下平力人君）

ここに連番100番、上水道施設耐震診断業務ということで、これは新規でございますけれども、6,158千円となっておりますが、どういうところを診断されるわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今年度耐震で計上いたしておりますのは、大峰（288ページで訂正）地区の上水配水施設を耐震診断したいと考えております。

○12番（下平力人君）

これからはずっと順次やっていかれるわけですか、どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

耐震につきまして県のほうからも指導が来て、全施設耐震審査をするようにというような指導をいただいておりますけれども、現在、上水幹線合わせて施設が14カ所ほどございます。それについては、今年度耐震をしましてどういった結果が出るか、まずその診断結果を仰いでから、来年度はやるかやらないかの判断はしたいとは考えております。

以上です。

○12番（下平力人君）

場所じゃなくて、どういうところを診断されるわけですか。

それと、これから当然順次出てくるとは思いますが、何年ぐらいの計画でやる予定、全部やるとすれば、必要性があるとすればね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

施設は水源地、配水池が耐震の対象とはしてあります。毎年計画してやるにしても14カ所ほどございますので、毎年1カ所ずつして14年ぐらいはかかるのではないかと思います。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

1ページの上水道施設整備事業のところでは先ほどから言っておられますけど、前年度が42,000千円で、補正のとき80から9割ぐらいはもう配管工事なんかは済んだというふうに聞いているんですけど、これもちょっと早いかなとは思いますが、水道料を上げるというようなことを考えておられないかですね。営業収益が57,000千円で、費用が49,000千円で、そこら辺の数字を見て、今後、水道料を上げるとか、そういう考え方はどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

見陣議員に答える前に、下平議員にお断りします。

先ほど「大峰」と言いましたが、「川原第二配水池」の診断ということで訂正させていただきます。お願いします。

それと、料金改定につきましてですけれども、平成21年度9月の水道料金より料金改定を行っております。それで、22、23年、ことしまでは新料金といいますか、改定した後の料金で行ってございましたけれども、担当課としましては、ことし24年度になりますけれど、ことし1年間様子を見させていただいて、25年度に料金改定、それと、26年度から新料金にというような計画は持っております。これは上司のほうにもまだ相談しておりませんが、部署での経営状況を見て、そういった協議等は行っております。

○9番（見陣泰幸君）

こちらのほうも工事をどんどんどんどんやっていくのはいいんですけど、そこら辺をある程度基金をためながらという、様子を見て料金改定ですね、そこら辺も考えながら、全体を見てそこら辺を実行していただければと思うんですけど、どうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの一気にやってみてはというような意見もいただいておりますので、今度は逆に見陣議員も幾らかの手持ちをつくってはどうかというような御意見もいただいておりますので、そういったところを加味しながら、上司と相談しながら計画していきたいと考えております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

水道の4ページの有形固定資産の減価償却費ということで14,027千円上がっているんですけど、これは支出総額からこれだけ引いた残りの分が本年度の実質的な実行予算ということで考え方としてはいいでしょうか。そこら辺はどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

はい、それで結構でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この分は別枠で何か積み立てか基金繰り入れか、實際上、14,000千円の金はどういう処理を考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

12,000千円ほどになると思いますけれども、当年度、過年度分の損益勘定留保資金、その分を充てるようにしております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第30号 平成24年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（末次利男君）

日程第8．議案第31号 平成24年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

お尋ねしたいと思いますが、病院6ページの支出のところですが、この給与費を見ておりますと563,306千円、これは医業収益との比率を考えると約67%なんですが、平成19年、当時のガイドラインの中で目標数値例を見てみますと、公立病院の黒字の病院で対医業収益比率が52.3%とあらわれております。一般病棟全体で見ますと56.2%、それにしてもまだ高いわけですが、事務長、今度踏み込まれて、平成20年度のもういろんな調整をした後の対象額が約15,000千円ぐらいの減額が見込まれるというふうにあらわされております。これは給与費の約3%になるわけですが、この黒字病院を対象とした52.3%に近づけるには相当な時間がかかるわけなんですが、52%から53%に近づけるであろうと予測される、これは当然、退職手当組合の脱退を検討中ということですが、これが可能であれば5.8%の減が見

込めるとあります。これを見込まれない場合、この脱退が見込まれない場合に、この五十二、三％に近づけるとすれば何年ぐらいかかるのか、お尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

何年かかるかと言われるところですけど、ちょっとそこまでははっきりプランは立てていない状況です。今、52％という数字なんですけど、どうしても小さい病院、コストパフォーマンスが悪いもので、大きい病院と比較するとやっぱりどうしても人件費率が上がってしまうと。100床以下の病院であったら、妥当なところが58％程度と言われていています。まずはそこを目指したいと思っています。この前、前回の全協のときにお話ししましたことが、できれば確実に50％台には入ってくるとは考えています。できなければというところですが、できるように努力はしていきます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この退職手当組合の脱退ができればと我々も大いに期待をしたいと思います。

ところで、この年間延べ入院患者数と延べ外来患者数がここ出ております。5万1,930人、これは過去のデータで、平成14年、15年くらいがかなり多かった時期で6万5,000人から6万7,000人ぐらい年間の延べ外来患者さんの利用があったと思います。両方ともなんですけど、入院と外来の町内の方が利用する率、自足率ですね、これは平成23年度はまだ決算が出ておりませんが、見込みとして町内の入院と外来患者の自足率、それぞれ何％ぐらいになりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

済みません。ちょっとその数字は今持ち合わせておりません。申しわけございません。後で御報告したいと思います。

○3番（所賀 廣君）

もう1点、レセプト業務なんですけど、ある意味、病院経営の中で一番大事な保険を請求するシステムなんですけど、このレセプトの業務、これは今もやっぱり外注でやっておられますか。

それと、以前なんですけど、取れるべき点数を書いていない、請求もしていないというふうな事例を聞いたことがあります。今、恐らく検証をされていると思いますが、そういった事例があるのか。あるとは言いにくいと思いますが、事例がないように努力されておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、レセプトの外注の件ですが、今までは3名外注で来ていただいていたのを、昨年からは2名に減らしております。減らした上で、うちのスタッフでできるようにやっております。

て、今、並行でやっているところです。行く行くはその外注はもう病院内のスタッフですべてやるという計画で行っています。今のところ、なかなか事務がまだ育っていませんので、補助的にいてもらっているというのが外注のスタッフですね。ニチイ学館さんに来ていただいているのはあります。

漏れが以前あったというところですが、今はもう二重、三重、うちのスタッフももちろん確認していますし、病棟のほうはどうしても点数が大きいもので、昨年から病棟専門の医事スタッフを置いて、そこはもう何重にもチェックをしながら見えていますので、その辺の取り漏れ等はもうほとんどないと言っていいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

ほかにありませんか。

○12番（下平力人君）

ここに病床数が一般が60床、そしてまた1日の平均入院患者数が48と、これをあれしますと80%の利用率になるわけですね。昨年からしますと10%ぐらい上がっていると思いますが、そこら辺の40、80というのを目標にされたという部分は、何かねらいがあつての、ねらいというか、上を見てのことでしょうけど、そこはどうなんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

とにかく今、医者をもう一人ということで交渉をしております、その方が入れば確実にその数字は上がってくると思います。もし無理だとしても、その数字に近づけるべく、長期間入院ができる亜急性期病床というのがあるんですが、その病床を昨年度から取り入れています、60床当たり何床までというのが決まっておりますので、昨年はスタート時点で8床、今度1月から10床にふやしまして、そういう病床を少し可能な限りふやして、長期間入院できる患者をふやすことによってベッドを埋めると、そういった取り組みであるとか、そういったところで利用率を上げるような努力をしております、可能な数字と考えております。

○12番（下平力人君）

それと、入院患者の中で、23年度で長く入院されたという方は何日ぐらいでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

はっきり数字を覚えていないんですが、ちょうど100日ぐらいの人が1名いらっしゃいました。それはもう特定入院期間を超えてしまったという例、余りよくない例なんですが、どうしても身寄りがいないと、末期の方ということで、その人は特別長かったんですが、亜急性期病床というのは今90日まで入院できますので、それぎりぎりまで入っている方は実際い

らっしゃいます。超えないようにベッドのコントロールはしております。なるべく利用率を上げるために、その辺をうまく利用しているというところです。

○12番（下平力人君）

そしたら、入院患者の平均というのは今どのくらいになっておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

全体の平均の在院日数というのが、ちょっと今出していないんですが、亜急性期病床というのが病院の指標であります平均在院日数に含まれないとなっていて、亜急性期病床を除いた一般病床だけの平均が、ことしが今のところ17.7日です。去年は19.4日、若干短くはなってきました。これは実際短いほうが回転率がいいということで、一般病床ではいいほうです。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第31号 平成24年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しておりました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して審査をしたい旨の申し出がっております。

お諮りします。委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第10 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第10. 議案の上程、町長提案の議案第32号から議案第35号までを一括上程いたします。町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

御提案申し上げます。

議案第32号は、太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成24年度の診療報酬改定に伴い、医療制度改正に対応し、今後のサービスの向上を図るため、町立太良病院の診療科目にリハビリテーション科を追加するものでございます。

次に、議案第33号は副町長の選任についてでございます。

本案は、現副町長の永淵孝幸氏の任期が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、再度永淵孝幸氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 太良町大字多良9014番地

氏 名 永 淵 孝 幸

生年月日 昭和23年7月31日でございます。

次に、議案第34号は監査委員の選任についてでございます。

本案は、現監査委員の野中秋吉氏が平成24年3月31日をもって辞職されることに伴い、その後任として神尾隼人氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 太良町大字糸岐795番地6

氏 名 神 尾 隼 人

生年月日 昭和27年9月19日生まれ

次に、議案第35号は教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の馬場良夫氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として中原稔氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 太良町大字多良1719番地

氏 名 中 原 稔

生年月日 昭和15年9月17日

以上でございます。よろしく御審議方お願いします。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

質疑に入る前に、暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

先ほど町長提案理由の説明の中で誤りがあったそうですので、訂正の申し出がっております。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

議案第35号で教育委員会委員の任命の件でございますけれども、任期満了日が「3月31日」と皆さんに御提案したわけでございますけれども、「3月24日」が任期満了でございます。訂正させてください。

日程第11 議案第32号

○議長（末次利男君）

日程第11. 議案第32号 太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第32号 太良町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第33号

○議長（末次利男君）

日程第12. 議案第33号 副町長の選任についてを議題といたします。

副町長、退場してください。

〔副町長退場〕

○議長（末次利男君）

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第33号 副町長の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

副町長を入場させてください。

〔副町長入場〕

日程第13 議案第34号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第34号 監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件も人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第34号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第14 議案第35号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第35号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件も人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第35号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15 発議第1号

○議長（末次利男君）

日程第15. 発議第1号 議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会活性化に関する事項を調査するため、全議員で構成する議会活性化特

別委員会を設置し、これに付託の上、調査期限を調査が終了するまでとして、議会閉会中も継続して調査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、全議員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査期限を調査が終了するまでとして、議会閉会中も継続して調査をすることにしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました議会活性化特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、全議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、全議員を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後3時5分 休憩

午後3時9分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会活性化特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に私末次と副委員長に副議長・久保繁幸君が互選されました旨を報告いたします。

以上、報告を終わります。

日程第16 意見書第1号

○議長（末次利男君）

日程第16. 意見書第1号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書（案）についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第1号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書（案）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。今期定例会の質疑、質問、答弁などの発言について、適宜会議記録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。今会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会期に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。

今期定例会は、去る3月8日開会以来、本日まで16日間にわたり、議員各位には平成24年度当初予算を初め条例等37件の重要案件につきまして長時間熱心に調査、審議を尽くされたことに対し深く敬意を表します。

皆様の協力によりまして、ここにすべての議案が議決いたしましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして平成24年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。お疲れでございました。

午後3時12分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣